

議案第 27 号

専決処分の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記の事項について専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

白石町長 田 島 健 一

記

白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

白石町長 田 島 健 一

## 白石町条例第12号

### 白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白石町国民健康保険税条例（平成17年白石町条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「〔介護納付金という。〕」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- （4） 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第5条第1号中「第7条の2」の次に「、第9条の6」を加える。

第9条の2の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.21を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,200円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 900円
- (2) 特定世帯 450円
- (3) 特定継続世帯 675円

第23条第1項中「66万円」を「67万円」に、「)並びに)」を「)、」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 840円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別

平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 630円
- (イ) 特定世帯 315円
- (ウ) 特定継続世帯 473円

第23条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 600円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 450円
- (イ) 特定世帯 225円
- (ウ) 特定継続世帯 338円

第23条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 240円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 180円
- (イ) 特定世帯 90円

(ウ) 特定継続世帯 135円

第23条第2項中「又は」を「、」に改め、「第7条」の次に「及び第9条の4」を加え、同条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第26条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

附則第5項中「、第8条」の次に「、第9条の3」を加え、「第23条中」を「第23条第1項」に改める。

附則第6項中「、第8条」の次に「、第9条の3」を加え、「第23条中」を「第23条第1項」に改める。

附則第8項中「、第8条」の次に「、第9条の3」を加え、「第23条中」を「第23条第1項」に改める。

附則第9項中「、第8条」の次に「、第9条の3」を加え、「第23条中」を「第23条第1項」に改める。

附則第10項中「、第8条」の次に「、第9条の3」を加え、「第23条中」を「第23条第1項」に改める。

附則第11項中「、第8条」の次に「、第9条の3」を加え、「第23条中」を「第23条第1項」に改める。

附則第12項中「、第8条」の次に「、第9条の3」を加え、「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附則第13項中「、第8条」の次に「、第9条の3」を加え、「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附則第14項中「、第8条」の次に「、第9条の3」を加え、「第23条中」を「第23条第1項」に改める。

附則第15項中「、第8条」の次に「、第9条の3」を加え、「第23条中」を「第23条第1項」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

##### (適用区分)

2 この条例による改正後の白石町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合においては、基礎課税額は、66万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する\_\_\_\_\_被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 （略）

（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が67万円を超える場合においては、基礎課税額は、67万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 （略）

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法\_\_\_\_\_第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合

(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の9.55を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2\_\_\_\_\_及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2\_\_\_\_\_及び第23条において同じ。)以外の世帯 34,100円

(2)・(3) (略)

計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の9.55を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2、第9条の6及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2、第9条の6及び第23条において同じ。)以外の世帯 34,100円

(2)・(3) (略)

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.21を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)

\_\_\_\_\_の合算額とする。

第9条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,200円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 900円

(2) 特定世帯 450円

(3) 特定継続世帯 675円

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、\_\_\_\_\_同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 18,130円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 23,870円

(イ) 特定世帯 11,935円

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 18,130円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 23,870円

(イ) 特定世帯 11,935円

(ウ) 特定継続世帯 17,903円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,180円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,860円

(イ) 特定世帯 3,430円

(ウ) 特定継続世帯 5,145円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,930円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,640円

(ウ) 特定継続世帯 17,903円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,180円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,860円

(イ) 特定世帯 3,430円

(ウ) 特定継続世帯 5,145円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,930円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,640円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 840円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 630円

(イ) 特定世帯 315円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 12,950円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 17,050円

(イ) 特定世帯 8,525円

(ウ) 特定継続世帯 12,788円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について3,700円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,900円

(イ) 特定世帯 2,450円

(ウ) 特定継続世帯 3,675円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金

(ウ) 特定継続世帯 473円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 12,950円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 17,050円

(イ) 特定世帯 8,525円

(ウ) 特定継続世帯 12,788円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について3,700円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,900円

(イ) 特定世帯 2,450円

(ウ) 特定継続世帯 3,675円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金

課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,950円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,600円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,180

課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,950円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,600円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 600円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 450円

（イ） 特定世帯 225円

（ウ） 特定継続世帯 338円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,180

円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,820円

(イ) 特定世帯 3,410円

(ウ) 特定継続世帯 5,115円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,480円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,960円

(イ) 特定世帯 980円

(ウ) 特定継続世帯 1,470円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,980円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,040円

円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,820円

(イ) 特定世帯 3,410円

(ウ) 特定継続世帯 5,115円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,480円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,960円

(イ) 特定世帯 980円

(ウ) 特定継続世帯 1,470円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,980円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,040円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 240円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の被保険者均等割額は、第4条又は第7条\_\_\_\_\_の被保険者均等割額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。ただし、当該年度において、前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。
- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額\_\_\_\_\_（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額\_\_\_\_\_）は、当該所得割額及び被保険者均等割額\_\_\_\_\_から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則

する世帯主を除く。） 1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 180円

(イ) 特定世帯 90円

(ウ) 特定継続世帯 135円

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の被保険者均等割額は、第4条、第7条及び第9条の4の被保険者均等割額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。ただし、当該年度において、前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。
- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則

第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)~(6) (略)

第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)~(6) (略)

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯

(国民健康保険税の減免)

第26条 (略)

2 第1項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 (略)

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

(国民健康保険税の減免)

第26条 (略)

2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 (略)

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは

「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」と

「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項「及び山林所得金額」と

とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第23条\_\_\_\_\_の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2

とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2

項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2

項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

議案第 28 号

専決処分の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記の事項について専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

白石町長 田 島 健 一

記

令和 7 年度白石町一般会計補正予算（第 11 号）

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度白石町一般会計補正予算（第11号）を、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月17日

白石町長 田 島 健 一

令和7年度

白石町一般会計補正予算(第11号)

佐賀県杵島郡白石町

## 令和7年度白石町一般会計補正予算（第11号）

令和7年度白石町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ172,760千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,140,735千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月17日専決

白石町長 田 島 健 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 地方交付税		5,593,862	171,452	5,765,314
	1 地方交付税	5,593,862	171,452	5,765,314
18 財産収入		41,736	308	42,044
	1 財産運用収入	30,733	308	31,041
19 寄附金		1,062,580	1,000	1,063,580
	1 寄附金	1,062,580	1,000	1,063,580
歳 入 合 計		21,967,975	172,760	22,140,735

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,460,350	171,760	4,632,110
	1 総務管理費	4,158,714	171,760	4,330,474
10 教育費		2,797,007	1,000	2,798,007
	1 教育総務費	314,015	1,000	315,015
歳 出 合 計		21,967,975	172,760	22,140,735

# 一 般 会 計

## 予 算 に 関 す る 説 明 書



(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	4,460,350	171,760	4,632,110			308	171,452
10 教育費	2,797,007	1,000	2,798,007			1,000	0
歳 出 合 計	21,967,975	172,760	22,140,735	0	0	1,308	171,452

2 歳 入

(款) 12 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	5,593,862	171,452	5,765,314	2 特別交付税	171,452	特別交付税
合 計	5,593,862	171,452	5,765,314			

(款) 18 財産収入

(項) 1 財産運用収入

2 利子及び配当金	25,700	308	26,008	1 利子及び配当金	308	財政調整積立基金利子 18 減債基金利子 59 公共施設整備基金利子 131 ふるさと基金利子 100
合 計	30,733	308	31,041			

(款) 19 寄附金

(項) 1 寄附金

1 指定寄附金	1,062,580	1,000	1,063,580	1 指定寄附金	1,000	学校関係指定寄附金
合 計	1,062,580	1,000	1,063,580			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
5 財産管理費	1,437,544	171,660	1,609,204			208	171,452				
						208	171,452	24 積立金	171,660	<b>財政基金管理費</b>	<u>171,660</u>
				(財)財政調整積立基金利子		18				24積立金	171,660
				(財)減債基金利子		59				減債基金積立金	171,452
				(財)公共施設整備基金利子		131				公共施設整備基金利子積立金	131
							財政調整積立基金利子積立金	18			
							減債基金利子積立金(一般会計分)	59			
8 地域づくり推進費	1,681,482	100	1,681,582			100	0				
						100	0	24 積立金	100	<b>ふるさと応援事業費</b>	<u>100</u>
				(財)ふるさと基金利子		100				24積立金	100
							ふるさと基金利子積立金	100			
合 計	4,158,714	171,760	4,330,474			308	171,452				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

3 教育振興費	140,107	1,000	141,107			1,000	0				
						1,000	0	24 積立金	1,000	<b>教育振興基金管理費</b>	<u>1,000</u>
				(寄)学校関係指定寄附金		1,000				24積立金	1,000
									教育振興基金元金積立金	1,000	
合 計	314,015	1,000	315,015			1,000	0				

## 議案第 29 号

令和 8 年度交通安全対策事業町道太原本線道路改良 2 号工事請負契約について

令和 8 年度 交通安全対策事業 町道太原本線道路改良 2 号工事請負契約を下記のとおり締結したいので、議会の議決を求める。

### 記

- 1 契約の目的 令和 8 年度 交通安全対策事業  
町道太原本線道路改良 2 号工事
- 2 工事場所 佐賀県杵島郡白石町大字遠江地内
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 68,750,000 円
- 5 契約の相手方 佐賀県杵島郡白石町大字馬洗 2303 番地 3  
株式会社機動開発  
代表取締役 大内 義弘

令和 8 年 6 月 8 日提出

白石町長 田 島 健 一

### 提案理由

白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年白石町条例第 47 号）第 2 条の規定により、議会の議決が必要である。

# 工 事 入 札 経 過 表

1. 工 事 名	令和8年度 交通安全対策事業 町道太原本線道路改良2号工事
2. 工事場所	杵島郡白石町大字遠江地内

入札月日	令和8年5月21日
予定価格	63,120,000 (税抜)

業 者 名	第1回	第2回	第3回	備 考
株式会社 日出島建設	62,900,000			
富士建設株式会社	63,500,000			
株式会社 機動開発	62,500,000	落札		落札率99.01%
荒木建設株式会社	62,550,000			
野中建設株式会社	63,220,000			
松山建設株式会社	63,350,000			

最低制限参考価格 (予定価格×80%)	50,496,000 (税抜)
------------------------	-----------------

最低制限価格算出

① 予定価格×60% =

② 算定業者合計額数、  
平均額(10円未満切捨)

③ ②の平均額×80% =

			(税抜)
			(税抜)
			(税抜)
最低制限価格			(税抜)

※入札額が上記最低制限参考価格を下回る場合は右記により  
最低制限価格を算出する。

- ・算定業者数が4未満=①
- ・算定業者数が4以上=①か③の大きい額

## 議案第30号

### 財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 取得する財産 学習用端末（Chromebook）1,603台
- 2 取得の方法 随意契約（佐賀県共同調達 公募型プロポーザル）
- 3 取得価格 98,734,900円
- 4 取得の相手方 佐賀県佐賀市鍋島町大字森田902番地  
株式会社学映システム  
代表取締役 岡村 祐臣

令和8年6月8日提出

白石町長 田 島 健 一

#### 提案理由

白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年白石町条例第47号）第3条の規定により、議会の議決が必要である。

# 見 積 経 過 表

業務名	令和8年度佐賀県公立学校情報機器整備事業費補助金 学習用端末更新共同調達事業	見積月日	令和8年4月30日
委託場所	町立小・中学校	予定価格	98,734,900 (税込)

業者名	第1回	第2回	第3回	第4回	備考
株式会社学映システム	98,734,900	落札 			落札率 100.00%

※ 購入品目、納入場所、入札月日、予定価格(公表の場合)、業者名は、記入下さい。

## 議案第31号

### 財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 取得する財産 給食運搬車両 1台
- 2 取得の方法 指名競争入札
- 3 取得価格 11,250,520円
- 4 取得の相手方 佐賀県杵島郡白石町大字福富3508番地1  
有限会社辻田自動車  
代表取締役 辻田 慎一郎

令和8年6月8日提出

白石町長 田 島 健 一

#### 提案理由

白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年白石町条例第47号）第3条の規定により、議会の議決が必要である。

# 入 札 経 過 表

事業名	令和8年度 給食用運搬車購入	入札月日	令和8年5月22日
納入場所	白石町学校給食センター	予定価格	11,363,000 (税別)

業者名	第1回	第2回	第3回	第4回	備考
正能自動車整備工場	10,393,950				
森自動車	辞 退				
有限会社有明モータース	10,587,650				
有限会社辻田自動車	10,237,650				落札率 90.09%
有限会社白石自動車整備工場	10,677,150				
有限会社坂口モータース	10,325,030				
石隈自動車商会	辞 退				

## 議案第32号

### 財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 取得する財産      スポーツトラック    1台
- 2 取得の方法        指名競争入札
- 3 取得価格          6,897,000円
- 4 契約の相手方      佐賀県杵島郡白石町大字戸ヶ里1909番地  
                         ヤンマーアグリジャパン株式会社白石支店  
                         支店長 山崎 義治

令和8年6月8日提出

白石町長 田 島 健 一

#### 提案理由

白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年白石町条例第47号）第3条の規定により、議会の議決が必要である。

# 物 品 購 入 入 札 経 過 表

1. 事業の名称	令和8年度稲佐山運動公園グラウンドスポーツトラクタ購入
2. 納入場所	杵島郡白石町大字辺田地内

入札月日	令和 8 年 5 月 14 日
予定価格	7,870,000 (税抜)

業 者 名	第1回	第2回	第3回	備 考
有限会社トウタケ商事	辞 退			
中島商事株式会社営業本部	辞 退			
株式会社宮園電工	辞 退			
ヤンマーアグリジャパン株式会社 白石支店	6,270,000	落札		
株式会社ダイイチ	6,897,910			
株式会社サガハツ	6,900,000			
株式会社API	辞 退			

令和8年度

白石町一般会計補正予算(第1号)

佐賀県杵島郡白石町

議案第71号

## 令和8年度白石町一般会計補正予算（第1号）

令和8年度白石町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ137,991千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,283,991千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年6月8日提出

白石町長 田 島 健 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		1,930,349	13,875	1,944,224
	2 国庫補助金	576,257	13,875	590,132
16 県支出金		1,984,730	36,307	2,021,037
	2 県補助金	1,141,776	35,907	1,177,683
	3 県委託金	69,190	400	69,590
18 寄附金		1,001,660	1,000	1,002,660
	1 寄附金	1,001,660	1,000	1,002,660
19 繰入金		1,992,608	56,393	2,049,001
	2 基金繰入金	1,982,966	56,393	2,039,359
21 諸収入		273,339	33,816	307,155
	5 雑入	121,069	33,816	154,885
22 町債		2,230,300	△3,400	2,226,900
	1 町債	2,230,300	△3,400	2,226,900
歳 入 合 計		18,146,000	137,991	18,283,991

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		123,841	0	123,841
	1 議会費	123,841	0	123,841
2 総務費		3,215,898	49,963	3,265,861
	1 総務管理費	2,939,096	49,963	2,989,059
3 民生費		4,831,378	19,691	4,851,069
	2 児童福祉費	2,015,910	19,691	2,035,601
6 農林水産業費		1,801,170	27,357	1,828,527
	1 農業費	1,626,403	27,357	1,653,760
9 消防費		458,551	36,004	494,555
	1 消防費	458,551	36,004	494,555
10 教育費		3,274,569	4,976	3,279,545
	1 教育総務費	590,324	2,976	593,300
	5 社会教育費	555,681	1,000	556,681
	6 保健体育費	86,232	1,000	87,232
歳 出 合 計		18,146,000	137,991	18,283,991

## 第2表 地方債補正

### 1 変更

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	2,115,500	1 普通貸借 証書又は 証券借入  2 政府銀行 金融機関 等から借入	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	借入先の融資条 件による。 ただし、町財政 の都合により据置 期間及び償還期 限を短縮し、若し くは繰上償還又は 低利に借換えす ることができる。	2,121,500	同左	同左	同左
農業水利施設整備事業	18,900				38,800			
デジタル活用推進事業	86,000				56,700			

# 一 般 会 計

## 予 算 に 関 す る 説 明 書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	1,930,349	13,875	1,944,224
16 県支出金	1,984,730	36,307	2,021,037
18 寄附金	1,001,660	1,000	1,002,660
19 繰入金	1,992,608	56,393	2,049,001
21 諸収入	273,339	33,816	307,155
22 町債	2,230,300	△3,400	2,226,900
歳入合計	18,146,000	137,991	18,283,991

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	123,841	0	123,841				0
2 総務費	3,215,898	49,963	3,265,861	25,392		23,500	1,071
3 民生費	4,831,378	19,691	4,851,069	13,233	6,000		458
6 農林水産業費	1,801,170	27,357	1,828,527	5,157	19,900		2,300
9 消防費	458,551	36,004	494,555			32,316	3,688
10 教育費	3,274,569	4,976	3,279,545	6,400	△29,300	31,800	△3,924
歳 出 合 計	18,146,000	137,991	18,283,991	50,182	△3,400	87,616	3,593

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫補助金	277,964	13,233	291,197	2 児童福祉費補助金	13,233	就学前教育・保育施設整備交付金
3 衛生費国庫補助金	23,084	642	23,726	2 保健衛生費補助金	642	地域診療情報連携推進費補助金
合 計	576,257	13,875	590,132			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

1 総務費県補助金	11,628	24,750	36,378	1 総務費補助金	24,750	佐賀県SSPアスリート寮整備支援事業費補助金 16,500 佐賀県SSPトップアスリート育成好循環創出事業費補助金 8,250
4 農林水産業費県補助金	904,660	5,157	909,817	2 農業振興費補助金	5,157	地域農業構造転換支援事業費補助金
7 教育費県補助金	70,195	6,000	76,195	1 学校教育費補助金	6,000	部活動の地域展開等推進事業費補助金
合 計	1,141,776	35,907	1,177,683			

(款) 16 県支出金

(項) 3 県委託金

4 教育費県委託金	396	400	796	1 社会教育費委託金	400	教育研究指定校事業委託金
合 計	69,190	400	69,590			

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

1 指定寄附金	1,001,660	1,000	1,002,660	98 指定寄附金	1,000	図書館指定寄附金
合 計	1,001,660	1,000	1,002,660			

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整積立基金繰入金	609,000	3,593	612,593	1 財政調整積立基金繰入金	3,593	財政調整積立基金繰入金
8 振興基金繰入金	22,000	52,800	74,800	1 振興基金繰入金	52,800	振興基金繰入金
合 計	1,982,966	56,393	2,039,359			

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

5 雑入	105,145	33,816	138,961	1 総務課雑入	32,316	消防団員等公務災害等共済基金収入
------	---------	--------	---------	---------	--------	------------------

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
				12 学校教育課雑入	1,500	スポーツ活動等普及奨励助成金 (部活動地域展開重点事業)
合計	121,069	33,816	154,885			

(款) 22 町債

(項) 1 町債

1 過疎対策事業債	2,115,500	6,000	2,121,500	1 過疎対策事業債	6,000	過疎対策事業債
2 農林水産業債	18,900	19,900	38,800	1 農業水利施設整備事業債	19,900	公共事業等債
3 教育債	86,000	△29,300	56,700	1 デジタル活用推進事業債	△29,300	デジタル活用推進事業債
合計	2,230,300	△3,400	2,226,900			

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 議会費	123,841	0	123,841				0			
							0	10 需用費	△561	<b>議会事務局費</b> 0
										10需用費 △561
								17 備品購入費	561	議場修繕費 △561
										17備品購入費 561
										議場椅子購入費 561
合計	123,841	0	123,841				0			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

5 財産管理費	313,939	8,250	322,189	8,250			0			
				8,250			0	24 積立金	8,250	<b>財政基金管理費</b> 8,250
				(県)佐賀県SSPトップ アスリート育成好循環 創出事業費補助金	8,250					24積立金 8,250
										減債基金積立金 8,250
7 企画総務費	102,588	1,663	104,251	642			1,021			
				642			1,021	18 負担金、補助及び交付金	1,663	<b>広域行政費</b> 1,663
				(国)地域診療情報連携推進費補助金	642					18負担金、補助及び交付金 1,663
										杵藤地区広域市町村圏組合負担金 1,663
8 地域づくり推進費	1,680,880	40,050	1,720,930	16,500		23,500	50			
							50	7 報償費	40	<b>地域づくり推進費</b> 50
										7報償費 40
								11 役務費	10	台湾交流事業 謝礼及び謝金 40
										11役務費 10
								14 工事請負費	7,000	台湾交流事業 施設予約手数料 10
				16,500		16,500	0	18 負担金、補助及び交付金	33,000	<b>地域創造型アスリート支援プロジェクト</b> 33,000
				(県)佐賀県SSPアスリート寮整備支援事業費補助金	16,500					18負担金、補助及び交付金 33,000
				(繰)振興基金繰入金	16,500					アスリート寮整備事業費補助金 33,000
				(繰)振興基金繰入金	7,000		0			<b>道の駅しろいし推進事業費</b> 7,000
										14工事請負費 7,000
										道の駅しろいしバックヤード下屋工事 7,000

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
合計	2,939,096	49,963	2,989,059	25,392		23,500	1,071			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

3 母子等福祉費	7,590	379	7,969				379				
							379	22 償還金利子及び割引料	379	<b>ひとり親家庭等医療助成費</b> 22償還金利子及び割引料 過年度ひとり親家庭等医療費助成事業返還金	<u>379</u> 379 379
4 児童福祉施設費	1,313,290	19,248	1,332,538	13,233	6,000		15				
				13,233	6,000		15	18 負担金、補助及び交付金	19,248	<b>認定こども園費</b> 18負担金、補助及び交付金 保育所等施設整備費補助金(六角保育園)	<u>19,248</u> 19,248 19,248
				(国)就学前教育・保育施設整備交付金 (町)過疎対策事業債		13,233 6,000					
5 子ども・子育て支援事業費	131,355	64	131,419				64				
							64	13 使用料及び賃借料	64	<b>学童保育事業費</b> 13使用料及び賃借料 AEDリース料	<u>64</u> 64 64
合計	2,015,910	19,691	2,035,601	13,233	6,000		458				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

3 農業振興費	404,637	5,157	409,794	5,157			0			
				5,157			0	18 負担金、補助及び交付金	5,157	<b>地域農業構造転換支援事業</b> 18負担金、補助及び交付金 白石町地域農業構造転換支援事業費補助金
7 農地費	702,407	22,200	724,607		19,900		2,300			
					19,900		2,300	18 負担金、補助及び交付金	22,200	<b>クリーク防災機能保全対策事業費</b> 18負担金、補助及び交付金 クリーク防災機能保全対策事業費負担金
合計	1,626,403	27,357	1,653,760	5,157	19,900		2,300			

## (款) 9 消防費

## (項) 1 消防費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2 非常備消防費	82,582	32,585	115,167			32,316	269		<b>非常備消防費</b> 7報償費 消防団員退職報償金	<u>32,585</u> 32,585 32,585	
						32,316	269	7 報償費			32,585
				(諸)消防団員等公務災害等共済基金収入			32,316				
3 消防施設費	10,846	3,419	14,265				3,419		<b>消防施設整備費</b> 14工事請負費 16 公有財産購入費 防火水槽敷地内整地工事 16公有財産購入費 防火水槽敷地用地取得費	<u>3,419</u> 1,300 1,300 2,119 2,119	
							3,419	14 工事請負費			1,300
								16 公有財産購入費			2,119
合計	458,551	36,004	494,555			32,316	3,688				

## (款) 10 教育費

## (項) 1 教育総務費

3 教育振興費	416,165	2,976	419,141	6,400	△29,300	30,800	△4,924		<b>校内教育支援センター学校生活支援事業</b> 8旅費 費用弁償 <b>学校ICT教育推進費</b> 財源更正 <b>部活動新たな環境づくり事業</b> 13使用料及び賃借料 スマートキーボックス使用料 14工事請負費 スマートキーボックス設置工事費 17備品購入費 スポットクーラー購入費 <b>チーム担任制研究指定校事業</b> 7報償費 有識者指導講師謝金 8旅費	<u>27</u> 27 27 <u>2,549</u> 149 149 800 800 1,600 1,600 <u>200</u> 40 40 150	
							27	7 報償費			40
								8 旅費			247
								13 使用料及び賃借料			149
					△29,300	29,300	0	14 工事請負費			800
				(繰)振興基金繰入金			29,300				
				(町)デジタル活用推進事業債			△29,300				
				6,000			1,500	△4,951			17 備品購入費
(県)部活動の地域展開等推進事業費補助金			6,000								
(諸)スポーツ活動等普及奨励助成金(部活動地域展開重点事業)			1,500								
200				0							
(県)教育研究指定校事業委託金			200								

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									有識者来町指導時交通費 50	
									先進地研修旅費 100	
									17備品購入費 10	
									書籍購入費 10	
				200			0		<b>教育DXプロジェクト推進研究指定校事業</b> 200	
				(県)教育研究指定校事業委託金 200					8旅費 70	
									先進地視察旅費 70	
									17備品購入費 130	
									書籍購入費 10	
									授業環境整備用備品 120	
合計	590,324	2,976	593,300	6,400	△29,300	30,800	△4,924			

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

5 社会教育施設費	109,361	1,000	110,361			1,000	0			
						1,000	0	17 備品購入費	1,000	<b>ゆうあい図書館運営費</b> 1,000
				(寄)図書館指定寄附金 1,000						17備品購入費 1,000
										図書館備品購入費 1,000
合計	555,681	1,000	556,681			1,000	0			

(款) 10 教育費

(項) 6 保健体育費

2 体育施設費	38,991	1,000	39,991				1,000			
							1,000	10 需用費	1,000	<b>福富体育施設管理費</b> 1,000
										10需用費 1,000
										修繕料 1,000
合計	86,232	1,000	87,232				1,000			

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高  
並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末現在高 見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中元金 償還見込額	
1. 普通債	5,913,240	6,376,611	2,808,200	1,027,219	8,157,592
(1) 総務債	0	220,000	0	28,833	191,167
(2) 民生債	0	0	0	0	0
(3) 衛生債	706,531	570,149	71,800	135,156	506,793
(4) 農林水産債	553,445	463,054	63,100	93,552	432,602
(5) 土木債	451,827	532,790	53,300	68,451	517,639
(6) 住宅債	0	0	0	0	0
(7) 教育債	0	0	56,700	0	56,700
(8) 消防債	200,909	201,544	0	30,235	171,309
(9) 過疎債	4,000,528	4,389,074	2,563,300	670,992	6,281,382
2. 臨時財政対策債	3,251,241	2,849,941	0	373,374	2,476,567
3. 減税補填債	2,423	527	0	527	0
4. 臨時税収補填債	0	0	0	0	0
5. 合併特例債	4,594,152	4,079,680	0	576,017	3,503,663
6. 災害復旧債	36,083	30,074	0	6,011	24,063
7. 減収補填債	10,741	8,951	0	1,790	7,161
合 計	13,807,880	13,345,784	2,808,200	1,984,938	14,169,046
2. 臨時財政対策債を除いた合計(再掲)	10,556,639	10,495,843	2,808,200	1,611,564	11,692,479

令和 8 年度

# 白石町6月補正予算説明資料

主要事項内容説明書

# 目 次

## 各 課 の 主 要 事 項 説 明

### 《 一般会計予算 主要事項説明 》

#### 【総合戦略課】

地域創造型アスリート支援プロジェクト . . . . . 1

#### 【こども課】

認定こども園費(六角保育園施設整備費補助金) . . . . . 2

#### 【農業振興課】

地域農業構造転換支援事業 【新】 . . . . . 3

#### 【商工観光課】

道の駅しろいし推進事業費 . . . . . 4

#### 【農村整備課】

クリーク防災機能保全対策事業費 . . . . . 5

#### 【新しい学校づくり課】

部活動新たな環境づくり事業 . . . . . 6

区分	令和8年度 6月補正			会計	一般会計	総合戦略	有	過疎計画	有	単位:千円	
款	'02	項	'01	目	'08	細事業名	地域創造型アスリート支援プロジェクト			所属	総合戦略課 重点プロジェクト係
目 名 称	地域づくり推進費					財 源 内 訳					予算書頁
予 算 額	33,000					国庫	県費	地方債	その他	一般財源	9
	本年度当初	55,000	現計予算	55,000			16,500		16,500	0	継 続
第4次白石町総合計画 (人と大地がうるおい輝く豊穡のまち)		基本目標4	個性豊かな人と文化を育むまち【教育文化の向上】			施策26	スポーツ・レクリエーションの振興				
		取組1	スポーツ・健康増進のまちづくりの推進								

その他の財源 振興基金繰入金

### 1 目的

全国から合宿に参加する競技者を受け入れ地域交流の場としても活用できる合宿施設の整備と併せて、専門的に競技に取り組む学生がスポーツ留学できる寮の整備事業を支援することで、スポーツ振興を軸にした地域経済活性化、住民との社会的交流促進、全国的な認知度向上、スポーツ文化の育成や地域発展を図る。

### 2 事業内容

#### ●アスリート寮整備事業費補助金

- ・事業実施主体: 株式会社Dragoing Sports
- ・場所: 旧佐賀銀行福富支店 株式会社Dragoing Sports所有
- ・補助対象経費: 実施設計(建築確認申請含)、工事監理業務委託等、アスリート寮改修工事  
※SSPアスリート寮整備支援事業費補助金1/2以内 (佐賀県補正予算対応予定)

【参考】別途今回6月補正の歳入

- 合宿所整備(当初計上55,000千円)  
※SSPトップアスリート育成好循環創出事業費補助金 8,250千円  
(佐賀県補正予算対応)  
実質負担額の1/2以内を補助  
  
県:8,250千円⇒町(基金積立へ)

### 3 予算額

節	予算額	細節	内容説明
18. 負担金、補助及び交付金	33,000	補助金	アスリート寮整備事業費補助金 33,000,000円
合 計	33,000		

### 4 事業の効果

若年層の地域への流入と将来的な定住につながる人口対策、スポーツを通じた地域活力の向上、交流人口・関係人口の増加、地域経済への波及に繋がる。

区分	令和8年度 6月補正		会計	一般会計		総合戦略	有	過疎計画	有	単位:千円																																										
款	'03	項	'02	目	'04	認定こども園費 (六角保育園施設整備費補助金)				所属	こども課 保育支援係																																									
目 名 称		児童福祉施設費				財 源 内 訳					予算書頁																																									
予 算 額		19,248				国庫	県費	地方債	その他	一般財源	10																																									
		本年度当初	300,506	現計予算	300,506	13,233		6,000		15	継 続																																									
第4次白石町総合計画 (人と大地がうるおい輝く豊穰のまち)			基本目標2 健やかで安心できるやさしいまち【保健・福祉の充実】				施策11	子育て支援																																												
			取組3 ニーズに応じた子育て支援サービスの充実				地方債の財源 過疎対策事業債																																													
1 補正の理由																																																				
・ 国の交付基準額(単価)の改正及び事業内容の修正による増額補正。																																																				
2 事業変更内容																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">就学前教育・保育施設整備交付金総事業費</th> <th colspan="5">令和8年度</th> <th rowspan="2">国庫補助率 嵩上げの有 無</th> <th rowspan="2">交付基準 額(単価) 年度</th> </tr> <tr> <th>総事業費 (対象内)</th> <th>事業者 負担額 (対象内)</th> <th>白石町 補助額</th> <th>国費※</th> <th>町費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初</td> <td>475,951</td> <td>472,008</td> <td>171,502</td> <td>300,506</td> <td>206,598</td> <td>93,908</td> <td>有</td> <td>R7</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>475,951</td> <td>447,128</td> <td>127,374</td> <td>319,754</td> <td>219,831</td> <td>99,923</td> <td>有</td> <td>R8</td> </tr> <tr> <td>差額</td> <td>0</td> <td>-24,880</td> <td>-44,128</td> <td>19,248</td> <td>13,233</td> <td>6,015</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>													就学前教育・保育施設整備交付金総事業費	令和8年度					国庫補助率 嵩上げの有 無	交付基準 額(単価) 年度	総事業費 (対象内)	事業者 負担額 (対象内)	白石町 補助額	国費※	町費	当初	475,951	472,008	171,502	300,506	206,598	93,908	有	R7	変更後	475,951	447,128	127,374	319,754	219,831	99,923	有	R8	差額	0	-24,880	-44,128	19,248	13,233	6,015		
	就学前教育・保育施設整備交付金総事業費	令和8年度					国庫補助率 嵩上げの有 無	交付基準 額(単価) 年度																																												
		総事業費 (対象内)	事業者 負担額 (対象内)	白石町 補助額	国費※	町費																																														
当初	475,951	472,008	171,502	300,506	206,598	93,908	有	R7																																												
変更後	475,951	447,128	127,374	319,754	219,831	99,923	有	R8																																												
差額	0	-24,880	-44,128	19,248	13,233	6,015																																														
・ 国の就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に基づく負担割合: 国5.5/10、町1/4、事業者1/5																																																				
3 補正予算額																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>節</th> <th>現計予算額</th> <th>補正予算額</th> <th>補正後予算額</th> <th>細節</th> <th>内容説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18.負担金、補助及び交付金</td> <td>300,506</td> <td>19,248</td> <td>319,754</td> <td>補助金</td> <td>保育所等施設整備費補助金 19,248,000円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>300,506</td> <td>19,248</td> <td>319,754</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>												節	現計予算額	補正予算額	補正後予算額	細節	内容説明	18.負担金、補助及び交付金	300,506	19,248	319,754	補助金	保育所等施設整備費補助金 19,248,000円	合 計	300,506	19,248	319,754																									
節	現計予算額	補正予算額	補正後予算額	細節	内容説明																																															
18.負担金、補助及び交付金	300,506	19,248	319,754	補助金	保育所等施設整備費補助金 19,248,000円																																															
合 計	300,506	19,248	319,754																																																	
4 事業の効果																																																				
保育環境の改善により、安心・安全な保育を実施することができる。																																																				

区分	令和8年度 6月補正			会計	一般会計	総合戦略	無	過疎計画	無	単位:千円		
款	'06	項	'01	目	'03	細事業名	地域農業構造転換支援事業			所属	農業振興課 園芸農産係	
目名称	農業振興費					財源内訳					予算書頁	
予算額	5,157					国庫	県費	地方債	その他	一般財源	10	
	本年度当初	0	現計予算	0			5,157			0	新規	
第4次白石町総合計画 (人と大地がうるおい輝く豊穡のまち)		基本目標3	活気と魅力のある豊かなまち【産業振興・魅力発信】				施策17	農林業の振興				
		取組3	農業生産額の向上									

### 1 目的

農業者の急速な減少に対応し、農業生産や地域を維持するためには、新たな食糧・農業・農村基本計画(R7.4.11閣議決定)に基づき、担い手の育成・確保に向けた地域農業の構造転換を集中的に推し進める必要がある。

このため、地域の中核となって農地を引き受ける担い手が、経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援する。

### 2 事業内容

- 対象者 地域計画に位置付けられた担い手(認定農業者、認定新規就農者等)
- 補助率 3/10以内(補助上限額:個人1,500万円以内、法人3,000万円以内)
- 成果目標 経営面積の4ha以上の拡大

地区	事業実施主体名	事業内容	数量	能力等	事業費 (税込)	財源費内訳	
						県費	実施主体
六角	認定農業者(個人)	コンバイン	1台	5条刈	18,909	5,157	13,752
合計					18,909	5,157	13,752

### 3 予算額

節	予算額	細節	内容説明
18. 負担金、補助 及び交付金	5,157	補助金	白石町地域農業構造転換支援事業費補助金 5,157,000円
合計	5,157		

### 4 事業の効果

農業用機械・施設等の整備を支援することで、担い手への農地集積が進み、意欲と能力のある経営体の確保ができる。

区分	令和8年度 6月補正			会計	一般会計	総合戦略	有	過疎計画	有	単位:千円	
款	'02	項	'01	目	'08	細事業名	道の駅しろいし推進事業費			所属	商工観光課 観光係
目 名 称	地域づくり推進費					財 源 内 訳					予算書頁
予 算 額	7,000					国庫	県費	地方債	その他	一般財源	9
	本年度当初	33,383	現計予算	33,383				7,000	0		継 続

第4次白石町総合計画 (人と大地がうるおい輝く豊穡のまち)	基本目標3	活気と魅力のある豊かなまち【産業振興・魅力発信】	施策21	観光振興
	取組1	町内周遊の促進と地域資源の活用		

その他の財源 振興基金繰入金

1 補正の理由  
道の駅しろいしバックヤード下屋工事について、今般の資材価格の高騰や労務単価の上昇により事業費が増加したため、工事費の増額補正を行う。

2 事業変更内容  
道の駅しろいしバックヤード下屋工事費の増額補正

3 補正予算額

節	現計予算額	補正予算額	補正後予算額	細節	内容説明
14. 工事請負費	13,000	7,000	20,000	工事請負費	道の駅しろいしバックヤード下屋工事
合 計	13,000	7,000	20,000		

4 事業の効果  
道の駅しろいしバックヤード下屋の整備により、雨天時の作業環境が改善され、荷さばき効率の向上、商品品質の保持、並びに作業する方の安全性向上が期待される。

区分	令和8年度 6月補正			会計	一般会計	総合戦略	無	過疎計画	無	単位:千円		
款	'06	項	'01	目	'07	細事業名	クリーク防災機能保全対策事業費			所属	農村整備課 農村管理係	
目 名 称		農地費				財 源 内 訳					予算書頁	
予 算 額		22,200				国庫	県費	地方債	その他	一般財源	10	
		本年度当初	21,000	現計予算	21,000			19,900		2,300	継 続	
第4次白石町総合計画 (人と大地がうるおい輝く豊穡のまち)		基本目標1	ゆとりある快適な住みよいまち【町の基盤整備】			施策5	防災対策の推進					
		取組1	流域治水対策の推進									
											地方債の名称	公共事業等債
1 補正の理由												
令和8年度事業費の増額に伴い、町費負担分(10%)を増額する。												
2 事業変更内容												
R8当初事業費 640,000千円(R7国補正430,000千円、R8当初210,000千円)						変更後事業費 862,000千円(R7国補正430,000千円、R8当初210,000千円、R8増加分222,000千円)						
○R8工事対象路線						○R8工事対象路線						
地沈43号(大字新拓地内)			L=1,650.0m			地沈43号(大字新拓地内)			L=1,640.0m			
地沈27号(大字八平地区)			L=1,550.0m			地沈27号(大字八平地区)			L=1,520.0m			
地沈25号(大字福富下分地区)			L=1,600.0m			地沈25号(大字福富下分地区)			L=1,990.0m			
合計			L=4,800.0m			地沈23号(大字福富下分地区)			L=1,330.0m			
						合計 L=6,480.0m						
3 補正予算額												
節	現計予算額	補正予算額	補正後予算額	細節	内容説明							
18. 負担金、補助及び交付金	21,000	22,200	43,200	負担金	222,000,000円 × 10% = 22,200,000円							
合計	21,000	22,200	43,200									
4 事業の効果												
当該県営事業の取り組みにより、施設の長寿命化や防災減災対策の早期発現が図れる。												

区分	令和8年度 6月補正			会計	一般会計	総合戦略	有	過疎計画	有	単位:千円	
款	'10	項	'01	目	'03	細事業名	部活動新たな環境づくり事業			所属	新しい学校づくり課 推進係
目名称	教育振興費					財源内訳					予算書頁
予算額	2,549					国庫	県費	地方債	その他	一般財源	11
	本年度当初	18,160	現計予算	18,160			6,000		1,500	△ 4,951	継続

第4次白石町総合計画 (人と大地がうるおい輝く豊穡のまち)	基本目標4 取組1	個性豊かな人と文化を育むまち【教育文化の向上】 スポーツ・健康増進のまちづくりの推進	施策26	スポーツ・レクリエーションの振興
----------------------------------	--------------	---	------	------------------

その他の財源 スポーツ活動等普及奨励助成金  
(部活動地域展開重点事業)  
※スポーツ安全協会より助成

1 補正の理由

部活動地域展開の推進により、8月以降の休日については原則、全て地域クラブでの活動となり、教職員は参加しない。  
体育館の開け閉めは地域クラブで行うこととなるため、スマートキーボックスによる鍵管理を行いたい。  
また、夏季活動の熱中症対策としてスポットクーラーを導入したい。

2 事業変更内容

- スマートキーボックス(10キータイプ)設置 1台 対象となる施設:白石中学校体育館、白石社会体育館(白石社会体育館に設置予定)
  - ・QRコードにより鍵を取り出すことが可能
  - ・施設予約システムと連動。利用許可をする際に自動的にQRコードを発行
- スポットクーラー 2台

3 補正予算額

節	現計予算額	補正予算額	補正後予算額	細節	内容説明
13. 使用料及び賃借料	600	149	749	その他使用料	スマートキーボックス使用料 148,500 円
14. 工事請負費	0	800	800	工事請負費	スマートキーボックス設置工事 800,000 円
17. 備品購入費	0	1,600	1,600	その他備品購入費	スポットクーラー 2台 1,600,000 円
計	600	2,549	3,149		

4 事業の効果

部活動地域展開の環境整備を推進することで生徒達の活動の充実が図られる。

報告第2号

公益財団法人白石町文化振興財団に関する報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人について、別紙のとおり報告します。

令和8年6月8日提出

白石町長 田 島 健 一

公益財団法人 白石町文化振興財団

## 業 務 報 告 書

令 和 7 年 度

(令和7年4月1日~令和8年3月31日)

公益財団法人白石町文化振興財団

理 事 長 百 武 和 義

## 令和7年度（公財）白石町文化振興財団事業報告

### （基本方針）

- (1) 公益財団法人白石町文化振興財団の定款に定めてある「農業農村地域における町民の産業、文化及びスポーツ活動の振興、公共的な団体への援助を図り、都市住民との交流を行い個性豊かな農村地域文化の創造に寄与することを目的とする。」この目的を十分に達成するために下記の事業を実施した。
- (2) 有明スカイパークふれあい郷の指定管理者として、住民へのサービスの向上と収益率の向上に努めた。

### 1. 文化及びスポーツ活動の振興を図るために実施した事業

#### (1) 自主文化事業の実施

##### ①映画上映会

- ・ふれあい郷映画上映会「ら・かんぱねら」 令和7年9月14日(日)開催  
※2回上映(午前1回、午後1回)  
(チケット販売数 シングル185枚 ペア416枚 入場者数980人)

##### ②音楽部門

- ・第17回しろいし音楽祭 令和7年10月26日(日)開催  
(チケット販売数279枚 入場者数269人)
- ・第18回ふれあい郷ピアノ発表会 令和8年2月15日(日)開催  
(出場者数19人 入場者数127人)

##### ③芸能部門

- ・買取公演「爆笑！！佐賀にわか」 令和7年6月29日(日)開催  
(チケット販売数 シングル57枚 ペア87枚 入場者数225人)

#### (2) 自主スポーツ事業の実施

- ①水中フィットネス 成人コース(全8回・水曜実施)
  - ・延人数 30人
- ②成人スイミング(全16回・水曜実施)
  - ・延人数 40人

③小学生スイミング(全16回・水曜実施)

・延人数 166人

④キッズスイミング(全16回・木曜実施)

・延人数 113人

(3) 受託事業

①白石町生活習慣病予防教室(白石町保健福祉課受託事業) (全8回・金曜実施)

・延人数53人

2. 農業農村活性化事業の推進を図るために

(1) 都市住民との交流を図るための事業

①帰省客の爽明館(プール)や広場の利用

②愛菜農園の管理

③スポーツクラブ等合宿、キャンプでの遊喜館利用

④バーベキュー及び諸道具の貸出

(2) 農村地域住民の後継者対策と生活改善を図るための協力支援

①各種会議や研修会(施設提供サービス)

(3) 農村地域住民の福祉と健康増進を図るための協力支援

①地域総合型グラウンドゴルフ広場貸出

②住民健康診断(施設提供サービス)

(4) ふれあい郷での各種行事への協力支援

①文化行事(施設貸出)

②スポーツ行事(施設貸出)

③イベント及び祭り(施設貸出)

3. サービス向上のために

(1) 白石町水中運動教室(自主グループ) (木曜実施)

・延人数 183人

(2) 白石町健康アップ教室(自主グループ) (金曜実施)

・延人数 240人

(3) 利用者の要望事項の把握(アンケート調査の実施)

(4) ホームページの充実、LINE、インスタグラムの活用(各イベント等で実施)

(5)遊喜館を活用した体験講座

①親子竹細工体験

令和7年7月19日(土)実施 参加人数35人

②親子で楽しむプチキャンプ体験 第1弾(白石町生涯学習課との共催事業)

令和7年9月28日(日)実施 参加人数24人

③親子で楽しむプチキャンプ体験 第2弾(白石町生涯学習課との共催事業)

令和7年11月29日(土)実施 参加人数33人

④ふれあい郷クリスマスリース作り教室

令和7年12月14日(日)実施 参加人数33人

⑤親子で楽しむプチキャンプ体験 第3弾(白石町生涯学習課との共催事業)

令和8年2月11日(水・祝)実施 参加人数26人

4. 管理運営事業

(1)公益財団法人白石町文化振興財団運営業務

①監査会 4月30日(令和6年度決算監査)

②第1回理事会 5月7日

(令和6年度事業報告及び決算の承認・令和7年度補正予算)

③定時評議員会 5月22日

(令和6年度事業報告及び決算の承認・令和7年度補正予算)

④第2回理事会 5月22日

(理事長・副理事長の選任)

⑤監査会 10月23日(中間監査)

⑥第3回理事会 12月16日

(令和7年度4月～9月事業報告・令和7年度補正予算)

⑦第1回評議員会 12月17日 ※書面決議

(令和7年度4月～9月事業報告・令和7年度補正予算)

⑧第4回理事会 2月17日(令和8年度事業計画及び当初予算)

⑨第2回評議員会 3月6日(令和8年度事業計画及び当初予算)

(2)ふれあい郷施設管理運営業務

①自有館

イベント等でのホール利用、研修室、視聴覚室及び和室での  
会議や研修会に利用された総数は288件で24,345人となった。

・ホール67件 ・視聴覚室30件 ・研修室97件

・和室46件 ・ホワイエ、ロビー48件

## ② 爽明館

爽明館利用者の総数は41,957人となり、前年比で約700人減少した。

※令和7年9月12日～11月14日までプール浴槽工事の為、トレーニングジムのみ営業。

## ③ 遊喜館

子供クラブ、中学生及び高校生のクラブ活動、職場の慰労会等にも利用されるとともに地域や家族又、仲間同士でバーベキューの場として利用された。

- ・利用件数 254件 5,419人
- ・バーベキューセットの貸出し件数 88件
- ・餅つき用具(諸道具)の貸出し件数 11件

## ④ 公園広場

地域総合型グラウンドゴルフ、各地域のグラウンドゴルフ大会、小学校や保育園の遠足等に利用された。

- ・利用人数 17,331人

## ⑤ 愛菜農園

農園の管理及び利用者への農具の貸出し等を行った。

- ・利用人数 14人(23区画)

## 自有館利用状況

令和7年度

	ホール			視聴覚室			研修室		和室		ホワイエ・ロビー		合計	
	件数	備品件数	人数	件数	備品件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4月	3	0	550	1	0	60	10	142	4	76	2	350	20	1,178
5月	1	0	150	2	1	31	4	50	3	30	1	150	11	411
6月	3	0	283	5	3	133	9	118	6	77	4	253	27	864
7月	8	0	651	2	1	65	5	41	2	40	4	493	21	1,290
8月	4	2	1,010	0	0	0	6	94	2	40	2	900	14	2,044
9月	9	0	2,518	2	2	100	8	134	3	43	8	2,184	30	4,979
10月	9	9	612	3	1	125	4	59	1	30	5	448	22	1,274
11月	8	8	1,770	6	1	250	10	226	7	155	7	1,460	38	3,861
12月	7	5	1,190	4	0	145	12	200	4	115	7	1,070	34	2,720
1月	3	3	670	1	0	20	9	240	5	76	1	500	19	1,506
2月	10	6	1,731	3	0	130	10	147	5	110	4	1,037	32	3,155
3月	2	3	420	1	0	60	10	183	4	80	3	320	20	1,063
合計	67	36	11,555	30	9	1,119	97	1,634	46	872	48	9,165	288	24,345
前年度同期	70	33	14,604	31	2	1,094	83	1,381	58	1,037	64	11,485	306	29,601

## 自有館利用料徴収状況

令和7年度

(単位:円)

	使 用 料							合計
	ホール		視聴覚室		研修室	和室	ホワイエ ロビー	
		備品		備品				
4月	80,300	0	6,490	0	52,514	4,455	4,125	147,884
5月	12,925	0	462	1,540	924	2,970	1,650	20,471
6月	79,200	0	23,056	4,620	22,154	6,270	7,920	143,220
7月	171,050	0	6,138	1,540	16,654	1,650	26,400	223,432
8月	200,200	2,200	0	0	23,452	1,430	37,675	264,957
9月	208,725	0	10,780	3,080	49,214	4,180	58,025	334,004
10月	122,100	7,700	6,402	1,540	5,654	0	18,700	162,096
11月	204,050	13,200	26,136	1,540	21,098	8,338	27,170	301,532
12月	122,650	11,000	12,056	0	22,748	4,840	28,105	201,399
1月	224,400	7,700	17,050	0	70,510	19,140	11,000	349,800
2月	343,375	29,480	17,710	0	14,828	6,490	14,025	425,908
3月	81,650	19,800	10,340	0	45,210	5,610	11,220	173,830
合計	1,850,625	91,080	136,620	13,860	344,960	65,373	246,015	2,748,533
前年度同期	2,259,725	153,780	82,467	3,080	268,697	91,476	302,665	3,161,890

# 爽明館利用状況

令和7年度 NO.1

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度同期
男性	小中学生	123	167	266	1,266	1,692	74	0	34	30	42	26	81	3,801	3,631
	高校一般	340	430	437	882	1,196	230	108	168	185	236	251	287	4,750	5,163
	保護者と幼児	22	60	100	296	538	44	0	14	18	4	12	26	1,134	1,238
	特定幼児	3	1	5	16	31	5	0	3	2	1	1	1	69	154
	会員	1,262	1,274	1,198	1,471	1,437	1,061	873	1,034	1,096	1,141	1,141	1,234	14,222	14,079
	白石町券	103	123	118	147	126	86	64	78	85	103	120	128	1,281	844
	ご利用券	27	34	37	63	87	31	15	21	20	47	34	33	449	389
	合計	1,880	2,089	2,161	4,141	5,107	1,531	1,060	1,352	1,436	1,574	1,585	1,790	25,706	25,498
女性	小中学生	117	140	213	952	1,446	61	0	12	27	21	28	50	3,067	2,889
	高校一般	189	227	267	652	837	138	26	45	94	116	137	137	2,865	3,151
	保護者と幼児	20	36	60	232	498	34	0	8	2	8	2	14	914	1,038
	特定幼児	0	7	13	28	44	1	0	2	1	1	0	1	98	165
	会員	616	670	622	711	625	448	333	480	463	538	622	663	6,791	7,597
	白石町券	67	105	114	155	138	114	100	113	122	98	100	102	1,328	1,145
	ご利用券	33	25	42	72	65	28	6	18	16	20	21	15	361	387
	合計	1,042	1,210	1,331	2,802	3,653	824	465	678	725	802	910	982	15,424	16,372
特別法人 (佐賀県警察)	小中学生	0	0	0	3	6	2	0	0	0	0	0	0	11	7
	高校一般	3	4	2	6	8	2	2	3	4	1	0	5	40	73
	保護者と幼児	0	1	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	4	3
合計 (1)		2,925	3,304	3,494	6,952	8,776	2,359	1,527	2,033	2,165	2,378	2,495	2,777	41,185	41,953
前年度同期(月別)		2,928	3,534	3,982	5,873	7,381	3,052	2,953	2,962	2,177	2,164	2,268	2,679		

## 爽明館利用状況

令和7年度 NO.2

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度同期
その他	水中フィットネス		14	12	4									30	29
	成人スイミング		8	12	8		4		4	4				40	36
	小学生スイミング		38	44	32		22		16	14				166	202
	キッズスイミング		22	29	22		15		12	13				113	48
	白石町水中運動教室 (自主グループ)	17	28	28	21	8	15		9	15	13	15	14	183	218
	白石町健康アップ教室 (自主グループ)	25	25	27	20	14	20	25	15	17	21	15	16	240	138
	白石町生活習慣病予防 教室(町保健福祉課受託)							6	23	13	11			53	48
合計 (2)		42	135	152	107	22	76	25	79	76	34	30	30	772	719
総合計(1+2)		2,967	3,439	3,646	7,059	8,798	2,435	1,552	2,112	2,241	2,412	2,525	2,807	41,957	42,672

## 爽明館利用料徴収状況

令和7年度

(単位:円)

	使 用 料		
	一般利用料	会員申込	合計
4月	479,270	400,400	879,670
5月	627,690	458,700	1,086,390
6月	771,620	401,500	1,173,120
7月	1,983,010	766,700	2,749,710
8月	2,746,950	510,400	3,257,350
9月	368,350	176,000	544,350
10月	169,020	317,900	486,920
11月	259,170	211,200	470,370
12月	279,200	236,500	515,700
1月	392,680	661,100	1,053,780
2月	361,490	333,300	694,790
3月	395,460	300,300	695,760
合計	8,833,910	4,774,000	13,607,910
前年度同期	8,944,520	5,566,000	14,510,520

爽明館 会員申込利用状況 (令和7年4月1日～令和8年3月31日)

短期会員		一年会員		ペア会員		ペア80会員		ペア120会員		法人会員
市町名	人数	市町名	人数	市町名	人数	市町名	人数	市町名	人数	団体名
白石町	32人	白石町	41人	白石町	1組	白石町	1組	白石町	3組	佐賀県警察職員互助会
鹿島市	37人	鹿島市	29人			大町町	1組	鹿島市	2組	白石町役場職員互助会
武雄市	12人	武雄市	3人					武雄市	1組	有明ふたば保育園
嬉野市	7人	嬉野市	3人					嬉野市	1組	有限会社 坂ロモーターズ
佐賀市	6人	大町町	1人							
大町町	5人	小城市	1人							
延べ99人		78人		1組		2組		7組		4団体
前年度 延べ 126人		前年度 92人		前年度 0組		前年度 0組		前年度 8組		前年度 5団体

白石町内、鹿島市勤務者									
佐賀市	4人	嬉野市	1人		0人		0人		0人
大町町	4人								
嬉野市	3人								

公益利用者	80人	公益利用者	71人	公益利用者	2人	公益利用者	2人	公益利用者	10人
収益利用者	19人	収益利用者	7人	収益利用者	0人	収益利用者	2人	収益利用者	4人

※公益利用者(住所又は勤務地が白石町及び鹿島市である者。)

※ペア会員は1組2人で表記しております。

## 遊喜館利用・徴収状況

令和7年度

	利用状況				徴収状況			
	利用件数	備品件数		人数	利用料			合計金額
		BBQセット	餅つき道具等		利用料	BBQセット	餅つき道具等	
4月	26	16	0	532	66,000	12,320	0	78,320
5月	25	11	0	618	59,400	9,240	0	68,640
6月	22	7	0	550	48,400	6,930	0	55,330
7月	27	12	0	556	80,000	10,780	0	90,780
8月	25	19	0	563	74,400	17,710	0	92,110
9月	20	5	0	340	47,200	4,620	0	51,820
10月	20	6	0	410	46,200	7,700	0	53,900
11月	17	6	1	436	35,200	4,620	770	40,590
12月	14	0	7	275	33,000	0	14,300	47,300
1月	17	0	2	320	37,400	0	7,260	44,660
2月	18	0	0	291	41,200	0	0	41,200
3月	23	6	1	528	55,000	5,390	1,100	61,490
合計	254	88	11	5,419	623,400	79,310	23,430	726,140
前年度同期	248	75	11	5,406	596,400	63,140	21,230	680,770

## 芝公園・多目的広場利用状況

令和7年度

	人数	前年度人数	主 な 行 事
4月	1,012	1,284	みのりこども園遠足
5月	1,116	1,457	長浜区グラウンドゴルフ・牛間田区グラウンドゴルフ
6月	942	696	通年利用団体グラウンドゴルフ
7月	790	1,060	白石町グラウンドゴルフ教室
8月	348	567	通年利用団体グラウンドゴルフ
9月	836	1,019	杵島郡退職校長会グラウンドゴルフ
10月	1,642	1,654	ふくたこども園遠足・廻里津区グラウンドゴルフ・久治区グラウンドゴルフ
11月	6,969	4,809	ぺったんこ祭り・六角小学校生活科活動・ありあけ幼稚園遠足・牛屋西分老人クラブグラウンドゴルフ
12月	876	939	通年利用団体グラウンドゴルフ
1月	921	939	RISEロケット教室
2月	792	1,019	通年利用団体グラウンドゴルフ
3月	1,087	1,027	有明わかば保育園遠足・有明ふたば保育園園外保育・有明小さくらクラブ(学童保育)公園利用
合計	17,331	16,470	※杵藤地区消防 ドクターヘリ利用件数4件(前年度3件)

通年利用

- ・ほっと有明クラブグラウンドゴルフ
- ・とびはぜ会グラウンドゴルフ
- ・桧サロングラウンドゴルフ
- ・戸ヶ里区グラウンドゴルフ
- ・深浦区グラウンドゴルフ
- ・古賀、原田グラウンドゴルフ
- ・ゆめ佐賀大学グラウンドゴルフ

●スポーツ事業

事業名	日時	入場料設定	入場者数(人)	チケット販売数	受講料・保険料(円)
水中フィットネス	5月14日 7月2日 全8回 毎週水曜日	【受講料】 一律 3,000円 【保険料】 1,000円	参加者のべ 30 計 30		【受講料】 27,000 【保険料】 5,000 計 32,000
成人スイミング	5月14日 12月10日 全16回 毎週水曜日	【受講料】 一般 5,000円 シニア 4,000円 【保険料】 1,000円	参加者のべ 12 参加者のべ 28 計 40		【受講料】 一般 15,000 シニア 32,000 【保険料】 3,000 計 50,000
小学生スイミング	5月14日 12月10日 全16回 毎週水曜日	【受講料】 一律 4,000円 【保険料】 1,000円	参加者のべ 166 計 166		【受講料】 192,000 【保険料】 15,000 計 207,000
キッズ・スイミング	5月15日 12月11日 全16回 毎週木曜日	【受講料】 一律 4,000円 【保険料】 1,000円	参加者のべ 113 計 113		【受講料】 124,000 【保険料】 8,000 計 132,000

●文化事業

事業名	日時	入場料設定	入場者数(人)	チケット販売数(枚)	チケット売上・出場料(円)
買取公演 爆笑!! 佐賀にわか	6月29日 日曜日	【前売料金】 シングル券 800円 ペ ア券 1,500円 【当日料金】 シングル券 1,100円 ペ ア券 2,100円	【前売券】 シングル券 42 ペ ア券 158 【当日売券】 シングル券 13 ペ ア券 12 3歳未満膝上 0 計 225	【前売券】 シングル券 44 ペ ア券 81 【当日売券】 シングル券 13 ペ ア券 6 計 144	【前売券】 シングル券 35,200 ペ ア券 121,500 【当日売券】 シングル券 14,300 ペ ア券 12,600 計 183,600
ふれあい郷映画上映会 ら・かんばねら	9月14日 日曜日	【前売料金】 シングル券 800円 ペ ア券 1,400円 【当日料金】 シングル券 1,100円 ペ ア券 2,000円	【前売券】 シングル券 160 ペ ア券 789 【当日売券】 シングル券 15 ペ ア券 16 計 980	【前売券】 シングル券 170 ペ ア券 408 【当日売券】 シングル券 15 ペ ア券 8 計 601	【前売券】 シングル券 136,000 ペ ア券 571,200 【当日売券】 シングル券 16,500 ペ ア券 16,000 計 739,700
第17回 しろいし音楽祭	10月26日 日曜日	【前売料金】 一律 500円 小学生未満 無料 【当日料金】 一律 800円	小学生未満 13 計 269	【前売券】 一律 242 【当日売券】 一律 37 計 279	【前売券】 一律 121,000 【当日売券】 一律 29,600 計 150,600
第18回 ふれあい郷ピアノ発表会	2月15日 日曜日	【出場料金】 独奏 1,500円 連弾 1,500円	【入場者】 観覧者 大人 101 観覧者 子供 26 ※子供は幼児・小中学生 計 127	【出場者数】 独奏 19 連弾 0 計 19	【出場料金】 独奏 28,500 連弾 0 計 28,500

スポーツ事業参加者数	のべ 349人
文化事業入場者数	1,601人
合計	1,950人

文化事業チケット販売・出場者数	1,043枚
-----------------	--------

スポーツ事業受講料・保険料	421,000円
文化事業チケット売上・出場料	1,102,400円
合計	1,523,400円

令和7年度 公益財団法人白石町文化振興財団 事業別収支内訳書

◆ 収入

(円)

費目	合計	水中フィットネス	成人スイミング	小学生スイミング	キッズ・スイミング	買取公演 爆笑!! 佐賀にわか	ふれあい郷映画上映会 ら・かんばねら	第17回しろいし音楽祭	第18回ふれあい郷 ピアノ発表会	備考
入場料収入	1,102,400					183,600	739,700	150,600	28,500	チケット売上・出場料
諸事業収入	421,000	32,000	50,000	207,000	132,000					教室受講料・保険料
合計	1,523,400	32,000	50,000	207,000	132,000	183,600	739,700	150,600	28,500	

◆ 支出

(円)

費目	合計	水中フィットネス	成人スイミング	小学生スイミング	キッズ・スイミング	買取公演 爆笑!! 佐賀にわか	ふれあい郷映画上映会 ら・かんばねら	第17回しろいし音楽祭	第18回ふれあい郷 ピアノ発表会	備考
委託料	903,300	0	0	0	0	310,500	382,800	168,000	42,000	上映料・出演料・ピアノ調律他
広告宣伝費	733,881	42,876	10,719	32,157	21,438	201,273	201,273	195,645	28,500	チラシ・チケット・ポスター等
消耗品費	155,098	17,188	17,166	17,769	12,447	8,354	22,413	43,888	15,873	上質紙・袋・ファイル等
手数料	26,767	4,317	2,590	12,952	6,908	0	0	0	0	スポーツ事業保険料
賃金	696,192	49,912	68,096	134,872	134,872	89,192	91,312	90,352	37,584	アルバイト料
使用料	18,360	0	0	0	0	0	0	18,360	0	著作権
通信運搬費	15,670	330	330	1,540	440	3,100	1,390	4,970	3,570	チラシ等送付
燃料費	15,560	0	0	0	0	5,138	5,174	5,248	0	広報用社用車ガソリン代
合計	2,564,828	114,623	98,901	199,290	176,105	617,557	704,362	526,463	127,527	

◆ 支出-収入(自主事業補助金使用額)

費目	水中フィットネス	成人スイミング	小学生スイミング	キッズ・スイミング	買取公演 爆笑!! 佐賀にわか	ふれあい郷映画上映会 ら・かんばねら	第17回しろいし音楽祭	第18回ふれあい郷 ピアノ発表会	合計
合計	82,623	48,901	0	44,105	433,957	0	375,863	99,027	1,084,476

補助金  
2,708,000

補助金使用額  
1,084,476

補助金返金額  
1,623,524

# 収支計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

科 目	予算額	決算額	差異	備考
I 事業活動収支の部				
事業活動収入	117,645,000	118,888,446	-1,243,446	
基本財産運用収入	30,000	127,548	-97,548	
基本財産利息収入	30,000	127,548	-97,548	定期預金利息
事業収入	114,357,000	116,962,683	-2,605,683	
管理受託収入	98,189,000	98,189,000	0	施設管理委託料・法定点検委託料他
施設使用料収入	15,000,000	17,082,583	-2,082,583	施設使用料
入場料収入	686,000	1,102,400	-416,400	自主文化事業入場料
諸事業収入	482,000	588,700	-106,700	
自主事業収入	462,000	421,000	41,000	自主スポーツ事業受講料他
受託事業収入	0	145,200	-145,200	生活習慣病予防教室受講料
諸事業収入	20,000	22,500	-2,500	遊喜館体験事業参加費
補助金等収入	2,708,000	1,084,476	1,623,524	
町補助金収入	2,708,000	1,084,476	1,623,524	自主事業補助金
雑収入	550,000	713,739	-163,739	
受取利息収入	0	159,335	-159,335	預金利息
雑収入	550,000	554,404	-4,404	水泳商品販売手数料・自販機電気代他
事業活動支出	132,868,892	123,448,525	9,420,367	
事業費	13,653,000	12,092,789	1,560,211	
賃金	9,008,000	8,959,528	48,472	アルバイト賃金
福利厚生費	209,000	176,486	32,514	アルバイト社会保険料・雇用保険料財団負担他
消耗品費	904,000	847,814	56,186	事務用品・自主事業用品他
印刷製本費	140,000	120,450	19,550	爽明館スタンプカード他
燃料費	105,000	60,443	44,557	社用車ガソリン代・遊喜館機械油
広告宣伝費	1,206,000	824,681	381,319	自主事業宣伝費・広告掲載料
通信運搬費	101,000	48,600	52,400	自主事業案内通知他
手数料	205,000	133,127	71,873	自主スポーツ事業保険料他
委託料	1,735,000	903,300	831,700	自主文化事業委託料
使用料	40,000	18,360	21,640	自主文化事業著作権使用料
管理費	119,215,892	111,355,736	7,860,156	
一般管理費	55,346,000	53,642,612	1,703,388	
給料	24,741,000	24,736,500	4,500	職員給与
職員手当	11,610,000	10,765,011	844,989	時間外・通勤・扶養・期末勤勉手当
退職給付費用	4,700,000	4,700,000	0	職員退職金積立
福利厚生費	5,901,000	5,845,809	55,191	職員社会保険料雇用保険料財団負担他
報酬	258,000	180,000	78,000	役員報酬
消耗品費	320,000	293,917	26,083	事務用品・複合機カウント料他
印刷製本費	40,000	0	40,000	
燃料費	20,000	0	20,000	
通信運搬費	566,000	539,180	26,820	電話代・ケーブルTV・切手代他
手数料	745,000	483,346	261,654	事業報告申請・振込手数料他
賃借料	1,216,000	1,028,049	187,951	複合機・パソコン・会計システム他
負担金	14,000	3,500	10,500	社会保険協会費
補償補填	50,000	0	50,000	
租税公課	5,165,000	5,067,300	97,700	R6年度確定消費税・R7年中間消費税他

# 収支計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

施設管理費	63,869,892	57,713,124	6,156,768	
消耗品費	2,492,000	2,411,882	80,118	プール薬剤・手指消毒・電球他
光熱水費	32,410,000	28,572,563	3,837,437	水道料・電気料・ガス代
修繕費	7,000,000	6,754,205	245,795	排煙窓装置改修・ホール床板改修他
手数料	400,000	383,080	16,920	R7年度施設賠償責任保険料
委託料	17,042,000	16,250,380	791,620	施設内委託(清掃・警備・緑地管理他)
賃借料	502,000	500,940	1,060	入退場管理システム
備品購入費	2,000,000	1,943,700	56,300	コードレスバイク
減価償却費	2,023,892	896,374	1,127,518	サーマルカメラ他
事業活動収支差額	-15,223,892	-4,560,079	-10,663,813	
II 投資活動収支の部				
投資活動収支差額	0	0	0	
III 財務活動収支の部				
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	0	0	0	
	0			
当期収支差額	-15,223,892	-4,560,079	-10,663,813	
前期繰越収支差額	13,200,284	13,200,284	0	
次期繰越収支差額	-2,023,608	8,640,205	-10,663,813	

## ■当期事業活動収支差額

事業活動収入決算額 118,888,446 - 事業活動支出決算額 123,448,525  
 = 当期事業活動収支差額 ▲4,560,079

## ■次期繰越収支差額

収入合計決算額 132,088,730 - 事業活動支出決算額 123,448,525  
 = 次期繰越収支差額 8,640,205

# 正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減			
1. 経常増減の部			
経常収益	118,888,446	115,919,934	2,968,512
基本財産運用収入	127,548	40,610	86,938
基本財産利息収入	127,548	40,610	86,938
事業収益	116,962,683	113,013,180	3,949,503
管理受託収入	98,189,000	93,161,000	5,028,000
施設使用料収入	17,082,583	18,353,180	-1,270,597
入場料収入	1,102,400	972,200	130,200
諸事業収入	588,700	526,800	61,900
自主事業収入	421,000	412,000	9,000
受託事業収入	145,200	96,800	48,400
諸事業収入	22,500	18,000	4,500
受取補助金等	1,084,476	2,247,956	-1,163,480
町補助金	1,084,476	2,247,956	-1,163,480
雑収益	713,739	618,188	95,551
受取利息	159,335	30,426	128,909
雑収入	554,404	587,762	-33,358
経常費用	121,504,825	119,033,764	2,471,061
事業費	12,092,789	11,578,837	513,952
賃金	8,959,528	8,147,620	811,908
福利厚生費	176,486	161,861	14,625
消耗品費	847,814	251,366	596,448
印刷製本費	120,450	56,100	64,350
燃料費	60,443	59,841	602
広告宣伝費	824,681	791,667	33,014
通信運搬費	48,600	14,402	34,198
手数料	133,127	138,720	-5,593
委託料	903,300	1,937,470	-1,034,170
使用料	18,360	19,790	-1,430
管理費	109,412,036	107,454,927	1,957,109
一般管理費	53,642,612	54,543,908	-901,296
給料	24,736,500	24,872,400	-135,900
職員手当	10,765,011	11,234,556	-469,545
退職給付費用	4,700,000	4,240,000	460,000
福利厚生費	5,845,809	6,038,575	-192,766
諸謝金	0	6,000	-6,000
報酬	180,000	192,000	-12,000
消耗品費	293,917	265,809	28,108
広告宣伝費	0	47,533	-47,533
印刷製本費	0	30,900	-30,900
燃料費	0	10,619	-10,619
通信運搬費	539,180	539,181	-1
手数料	483,346	533,579	-50,233
委託料	0	161,700	-161,700
賃借料	1,028,049	988,856	39,193
負担金	3,500	13,500	-10,000
租税公課	5,067,300	5,368,700	-301,400

# 正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
施設管理費	55,769,424	52,911,019	2,858,405
消耗品費	2,411,882	2,088,124	323,758
光熱水費	28,572,563	27,836,774	735,789
修繕費	6,754,205	5,697,220	1,056,985
手数料	383,080	379,450	3,630
委託料	16,250,380	15,291,446	958,934
賃借料	500,940	1,057,815	-556,875
備品購入費	0	480,000	-480,000
減価償却費	896,374	80,190	816,184
当期経常増減額	-2,616,379	-3,113,830	497,451
2. 経常外増減の部			
経常外収益	0	0	0
経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	-2,616,379	-3,113,830	497,451
一般正味財産期首残高	14,551,422	17,665,252	-3,113,830
一般正味財産期末残高	11,935,043	14,551,422	-2,616,379
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	30,000,000	30,000,000	0
指定正味財産期末残高	30,000,000	30,000,000	0
III 正味財産期末残高	41,935,043	44,551,422	-2,616,379

# 令和7年度正味財産増減計算書内訳表作成

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

法人コード	A007309
法人名	公益財団法人白石町文化振興財団

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計				収益事業会計						法人会計	内部取引控除	合計	
	公1	公2	共通	小計	収1	収2	収3	他1	共通	小計				
I 一般正味財産増減の部														
1. 経常増減の部														
(1) 経常収益														
基本財産運用益	44,642	51,019		95,661	0	0	0	0	0	0	0	31,887	0	127,548
基本財産受取利息	44,642	51,019		95,661								31,887		127,548
特定資産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				0							0			0
受取入会金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				0							0			0
受取会費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				0							0			0
事業収益	19,424,208	32,138,594	0	51,562,802	22,180,405	28,075,436	0	0	0	50,255,841	15,710,240	0	116,962,683	
管理受託収入	16,692,130	20,619,690		37,311,820	17,674,020	27,492,920				45,166,940	15,710,240		98,189,000	
施設使用料収入	1,629,678	10,364,004		11,993,682	4,506,385	582,516				5,088,901			17,082,583	
入場料収入	1,102,400			1,102,400						0			1,102,400	
諸事業収入	0	588,700	0	588,700	0	0	0	0	0	0	0	0	588,700	
自主事業収入		421,000		421,000						0			421,000	
委託事業収入		145,200		145,200						0			145,200	
諸事業収入		22,500		22,500						0			22,500	
受取補助金等			0	0					0	0	0	0	0	
町補助金(自主事業用)	1,084,476			1,084,476						0			1,084,476	
受取負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				0						0			0	
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				0						0			0	
雑収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	713,739	0	713,739	
受取利息				0						0	159,335		159,335	
雑収入				0						0	554,404		554,404	
経常収益計	20,553,326	31,623,413	0	52,176,739	22,180,405	28,075,436	0	0	0	50,255,841	16,455,866	0	118,888,446	

# 令和7年度正味財産増減計算書内訳表作成

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

法人コード	A007309
法人名	公益財団法人白石町文化振興財団

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計						法人会計	内部取引控除	合計	
	公1	公2	共通	小計	取1	取2	取3	他1	共通	小計				
(2)経常費用														
事業費	26,556,593	39,201,141	0	65,757,734	35,809,833	4,221,796	303,660	0	0	40,335,289		0	105,893,023	
給料手当	5,289,725	11,903,657		17,193,382	11,360,484	525,422	230,760			12,116,666			29,310,048	
退職給付費用	699,768	1,576,113		2,275,881	1,504,174	69,759	30,519			1,604,452			3,880,333	
福利厚生費(一般管理・職員)	870,364	1,960,352		2,830,716	1,870,876	86,765	37,960			1,995,601			4,826,317	
福利厚生費(臨時・アルバイト)	15,577	66,981		82,558	54,986	38,942				93,928			176,486	
旅費交通費				0						0			0	
通信運搬費(事業費)	14,751	17,133		31,884	15,403	1,207	4			16,614			48,498	
通信運搬費(一般管理費)				0						0			0	
賃金(臨時雇用賃金)	790,780	3,400,350		4,191,130	2,791,450	1,976,948				4,768,398			8,959,528	
報償費				0						0			0	
消耗品費(事業費)	257,336	298,880		556,216	268,703	21,055	67			289,825			846,041	
消耗品費(共通)(施設管理)	732,075	850,262		1,582,337	764,414	59,898	190			824,602			2,406,839	
修繕費(施設管理)	2,050,094	2,381,063		4,431,157	2,140,656	167,739	531			2,308,926			6,740,083	
印刷製本費(事業費)	36,560	42,462		79,022	38,175	2,991	9			41,175			120,197	
印刷製本費(一般管理費)	0	0		0						0			0	
燃料費(一般管理費)				0						0			0	
燃料費(事業費)	18,346	21,308		39,654	19,157	1,501	5			20,663			60,317	
光熱水料費(施設管理)	8,672,589	10,072,700		18,745,289	9,055,696	709,592	2,246			9,767,534			28,512,823	
賃借料(一般管理)	312,042	362,419		674,461	325,827	25,531	81			351,439			1,025,900	
賃借料(施設管理)		376,006		376,006	124,934					124,934			500,940	
食糧費				0						0			0	
広告宣伝費(事業費)	824,681			824,681						0			824,681	
修繕費				0						0			0	
手数料(事業費)	40,409	46,931		87,340	42,193	3,306	10			45,509			132,849	
手数料(施設管理 保険料)	77,382	95,770		173,152	82,362	127,566				209,928			383,080	
支払負担金				0						0			0	
委託費(事業費)	903,300			903,300						0			903,300	
委託費(共通)(施設管理)	4,932,454	5,728,754		10,661,208	5,150,343	403,574	1,278			5,555,195			16,216,403	
使用料(事業費)	18,360			18,360						0			18,360	
備品購入費(施設管理)				0						0			0	
雑費				0						0			0	

# 令和7年度正味財産増減計算書内訳表作成

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

法人コード	A007309
法人名	公益財団法人白石町文化振興財団

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計						法人会計	内部取引控除	合計	
	公1	公2	共通	小計	取1	取2	取3	他1	共通	小計				
<b>管理費</b>												15,611,802	0	15,611,802
役員報酬												180,000		180,000
給料												6,191,463		6,191,463
退職給付費用												819,667		819,667
福利厚生費(一般管理 職員)												1,019,492		1,019,492
福利厚生費(臨時・アルバイト)														0
消耗品費(事業費)												1,773		1,773
消耗品費(一般管理費)												293,917		293,917
消耗品費(共通)(施設管理)												5,043		5,043
通信運搬費(事業費)												102		102
通信運搬費(一般管理費)												539,180		539,180
賃借料(一般管理)												2,149		2,149
賃借料(施設管理)												0		0
租税公課												5,067,300		5,067,300
修繕費(施設管理)												14,122		14,122
印刷製本費(事業費)												253		253
印刷製本費(一般管理費)												0		0
燃料費(事業費)												126		126
燃料費(一般管理費)												0		0
光熱水料費(施設管理)												59,740		59,740
広告宣伝費(一般管理費)												0		0
手数料(事業費)												278		278
手数料(施設管理 保険)												0		0
手数料(一般管理費)												483,346		483,346
委託費(一般管理費)														0
委託費(共通)(施設管理)												33,977		33,977
支払負担金												3,500		3,500
減価償却費												896,374		896,374
諸謝金														0
雑費														0
														0
<b>経常費用計</b>	26,556,593	39,201,141	0	65,757,734	35,609,833	4,221,796	303,660	0	0	40,135,289	15,611,802	0	121,504,825	

# 令和7年度正味財産増減計算書内訳表作成

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

法人コード	A007309
法人名	公益財団法人白石町文化振興財団

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計						法人会計	内部取引控除	合計	
	公1	公2	共通	小計	取1	取2	取3	他1	共通	小計				
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 6,003,267	△ 7,577,728	0	△ 13,580,995	△ 13,429,428	23,853,640	△ 303,660	0	0	0	10,120,552	844,064	0	△ 2,616,379
基本財産評価損益等				0							0			0
特定資産評価損益等				0							0			0
投資有価証券評価損益等				0							0			0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 6,003,267	△ 7,577,728	0	△ 13,580,995	△ 13,429,428	23,853,640	△ 303,660	0	0	0	10,120,552	844,064	0	△ 2,616,379
2. 経常外増減の部														
(1) 経常外収益														
過年度資産受入				0							0			0
退職給付引当金受取利息				0							0			0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用														
棚卸廃棄				0							0			0
固定資産除却				0							0			0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額			5,060,276	5,060,276						△ 5,060,276	△ 5,060,276			0
当期一般正味財産増減額	△ 6,003,267	△ 7,577,728	5,060,276	△ 8,520,719	△ 13,429,428	23,853,640	△ 303,660	0	△ 5,060,276	5,060,276	844,064	0	△ 2,616,379	
一般正味財産期首残高				0							14,551,422			14,551,422
一般正味財産期末残高	△ 6,003,267	△ 7,577,728	5,060,276	△ 8,520,719	△ 13,429,428	23,853,640	△ 303,660	0	△ 5,060,276	5,060,276	15,395,486	0	11,935,043	
II 指定正味財産増減の部														
基本財産受取利息				0							0			0
受取補助金等				0							0			0
				0							0			0
一般正味財産への振替額				0							0			0
				0							0			0
				0							0			0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高			22,500,000	22,500,000							7,500,000			30,000,000
指定正味財産期末残高	0	0	22,500,000	22,500,000	0	0	0	0	0	0	7,500,000	0		30,000,000
III 正味財産期末残高	△ 6,003,267	△ 7,577,728	27,560,276	13,979,281	△ 13,429,428	23,853,640	△ 303,660	0	△ 5,060,276	5,060,276	22,895,486	0		41,935,043

# 貸借対照表

令和8年3月31日現在

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
流動資産	15,293,481	18,903,059	▲3,609,578
現金預金	15,198,828	18,814,664	▲3,615,836
現金	593,710	506,510	87,200
預金	14,605,118	18,308,154	▲3,703,036
普通預金	14,605,118	18,308,154	▲3,703,036
その他流動資産	94,653	88,395	6,258
未収金	94,653	88,395	6,258
固定資産	80,137,583	88,851,922	▲8,714,339
基本財産	30,000,000	30,000,000	0
大口定期預金	30,000,000	30,000,000	0
特定資産	50,137,583	58,851,922	▲8,714,339
退職給付引当資産	49,010,065	58,771,730	▲9,761,665
減価償却引当資産	1,127,518	80,192	1,047,326
資産合計	95,431,064	107,754,981	▲12,323,917
II 負債の部			
流動負債	4,485,956	4,431,829	54,127
未払金	4,091,321	4,016,444	74,877
預り金	394,635	415,385	▲20,750
固定負債	49,010,065	58,771,730	▲9,761,665
退職手当引当金	49,010,065	58,771,730	▲9,761,665
負債合計	53,496,021	63,203,559	▲9,707,538
III 正味財産の部			
指定正味財産	30,000,000	30,000,000	0
基本財産	30,000,000	30,000,000	0
指定正味財産合計	30,000,000	30,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(30,000,000)	(30,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
一般正味財産	11,935,043	14,551,422	▲2,616,379
一般正味財産	11,935,043	14,551,422	▲2,616,379
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(11,935,043)	(14,551,422)	(▲2,616,379)
正味財産合計	41,935,043	44,551,422	▲2,616,379
負債及び正味財産合計	95,431,064	107,754,981	▲12,323,917

# 財 産 目 録

令和 8 年 3 月 31 日現在

科 目	場所・物量等	使用目的	金額	
<b>流動資産</b>				
現金預金	現金	手元保管	釣銭・爽明館売上・水泳商品売上	
	普通預金	佐賀銀行有明出張所	運転資金として	
		<b>現金預金合計</b>	<b>15,198,828</b>	
未収金	白石町	3月分 爽明館白石町券	50,600	
	佐賀富士ベンディング(株)他	自販機設置料・電気料・手数料	43,160	
	日本教育ヨシエイ㈱	3月分 水泳商品販売手数料	893	
		<b>未収金合計</b>	<b>94,653</b>	
<b>流動資産合計</b>			<b>15,293,481</b>	
<b>固定資産</b>				
基本財産	大口定期預金	九州信用漁業協同組合連合会佐賀統括支店	公益目的保有財産であり、運用益の75%を公益事業、25%を法人会計として使用している	
		<b>基本財産合計</b>	<b>30,000,000</b>	
特定資産	退職給付引当資産	九州信用漁業協同組合連合会佐賀統括支店	職員の退職金給付に備える為、退職手当支給規則に基づき計上している	
	退職給付引当資産	佐賀銀行有明出張所	9,010,065	
		<b>特定資産合計</b>	<b>49,010,065</b>	
その他の固定資産	器具及び備品	バイク・サーマルカメラ・ロッカー他	1,127,518	
		<b>その他の固定資産合計</b>	<b>1,127,518</b>	
<b>固定資産合計</b>			<b>80,137,583</b>	
<b>資 産 合 計</b>			<b>95,431,064</b>	
科 目	場所・物量等	使用目的	金額	
<b>流動負債</b>				
未払金		財団職員	3月分 時間外手当	
		財団アルバイト	3月分 賃金	
		日本年金機構	3月分 社会保険料(財団負担)	
		九州電力㈱	3月分 電気料	
		九州電力㈱	3月分 公園遊喜館低圧電気料	
		佐賀西部広域水道	3月 検針分	
		脩池上商会	3月分 シャワー用熱源ガス代	
		㈱ソアー	3月分 コピーカウント料	
		㈱クリーン・リース	3月分 玄関マット・モップリース料	
		㈱佐賀銀行	3月分 法人IB手数料	
		NTTファイナンス	3月分 電話代	
		NTTファイナンス	3月分 FAX・インターネット使用料	
		㈱ラクーンフィナンシャル	3月分 LINE月額使用料	
			<b>未払金合計</b>	<b>4,091,321</b>
		預り金		日本教育ヨシエイ㈱
武雄税務署	3月分 所得税			
日本年金機構	3月分 社会保険料(個人負担)			
		<b>預り金合計</b>	<b>394,635</b>	
<b>流動負債合計</b>			<b>4,485,956</b>	
<b>固定負債</b>				
	職員退職給付引当金	職員分	職員退職金の支払いに備えたもの	
			<b>職員退職給付引当金合計</b>	
<b>固定負債合計</b>			<b>49,010,065</b>	
<b>負 債 合 計</b>			<b>53,496,021</b>	
<b>正 味 財 産</b>			<b>41,935,043</b>	

(記載上の留意事項)

- ・ 支部を有する法人は、支部単位での明細を作成するものとする。
- ・ 資産を他の事業等と共有している場合には、法人において、区分、分離可能な範囲で財産を確定し、表示する。  
ただし、物理的な特定が困難な場合には、一つの事業の資産として確定し、供用財産である旨を記載するものとする。
- ・ 特定費用準備資金や特定取得資金を有する場合には、使用目的等の欄に明示するものとする。
- ・ 不可欠特定資産を有する場合には、使用目的等の欄に明示するものとする。

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- (3) 固定資産の減価償却の方法  
定率法によっている。
- (4) 引当金の計上基準  
職員に対する退職給付金の支給に備える為、  
退職金規程に基づく期末要支給額を計上している。
- (5) リース取引の処理方法
- (6) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式により行っている。

### 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
大口定期預金	30,000,000	0	0	30,000,000
小計	30,000,000	0	0	30,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	58,771,730	4,700,000	14,461,665	49,010,065
小計	58,771,730	4,700,000	14,461,665	49,010,065
合計	88,771,730	4,700,000	14,461,665	79,010,065

### 3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
大口定期預金	30,000,000	(30,000,000)	( )	-
小計	30,000,000	(30,000,000)	( )	-
特定資産				
退職給付引当資産	49,010,065	-	(49,010,065)	(49,010,065)
小計	49,010,065	( )	(49,010,065)	(49,010,065)
合計	79,010,065	(30,000,000)	(49,010,065)	(49,010,065)

(記載上の留意事項)

基金からの充当額がある場合には、財源の内訳として記載するものとする。

4. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

(直接法により減価償却を行っている場合)

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	1,943,700	864,298	1,079,402
器具及び備品	825,000	776,886	48,114
器具及び備品	962,902	962,901	1
器具及び備品	145,215	145,214	1
合計	3,876,817	2,749,299	1,127,518

5. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

(貸倒引当金を直接控除した残高のみを記載した場合)

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収金	94,653	0	94,653
合計	94,653	0	94,653

6. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価格	時価	評価損益
合計	0	0	0

7. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
自主事業補助金	白石町	0	1,084,476	1,084,476	0	
合計		0	1,084,476	1,084,476	0	

8. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

内容	金額
経常収益への振替額	
減価償却費計上による振替額	
経常外収益への振替額	
目的達成による指定解除額	
合計	

## 貸借対照表及び損益計算書の附属書類

### (1) 基本財産及び特定資産の明細

以上については、財務諸表の注記に記載している為、記載を省略する。

### (2) 引当金の明細

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			使用目的	その他	
退職給付 引当資産	58,771,730	4,700,000	14,461,665	0	49,010,065

## 未収金内訳明細書

(令和8年3月31日現在)

科 目	金額(円)	入金日	相手先	備 考
施設使用料収入	50,600	4/9	白石町長 田島 健一	3月分 爽明館 白石町券分
〃	5,280	4/15	ジャパン佐賀ペプシコーラ販売(株)	1月～3月分 自動販売機設置料(2台)
〃	2,640	4/10	佐賀富士ベンディング(株)	1月～3月分 自動販売機設置料(1台)
雑収入	893	4/3	日本教育ヨシエイ(株)	3月分 水泳商品販売手数料(売上10%)
〃	14,718	4/15	ジャパン佐賀ペプシコーラ販売(株)	1月～3月分 自動販売機電気料
〃	3,785	4/17	ジャパン佐賀ペプシコーラ販売(株)	3月分 自動販売機売上手数料
〃	12,774	4/10	佐賀富士ベンディング(株)	1月～3月分 自動販売機電気料
〃	3,963	4/10	佐賀富士ベンディング(株)	1月～3月分 自動販売機売上手数料
合 計	94,653			

## 未払金・預り金内訳明細書

(令和8年3月31日現在)

支 払 先	金額(円)	支払日	備 考
未 払 金			
財団職員	12,340	4/21	3月分 時間外手当
財団アルバイト	697,100	4/3	3月分 賃金
日本年金機構	341,616	4/30	3月分 社会保険料(財団負担分・児童手当拠出金を含む)
九州電力(株)	2,623,927	4/1	3月分 電気料
九州電力(株)	25,515	4/27	3月分 公園遊喜館用低圧電気料
佐賀西部広域水道企業団	211,004	4/10	3月 検針分
(有)池上商会	114,246	4/2	3月分 シャワー用熱源ガス代
(株)ソアー	14,166	4/6	3月分 コピーカウント料
(株)クリーン・リース	5,830	4/8	3月分 玄関マット・モップリース料
(株)佐賀銀行	3,300	4/10	3月分 法人インターネットバンキング手数料
NTTファイナンス	25,031	4/15	3月分 電話代(事務所用・公衆電話用)
NTTファイナンス	11,746	4/15	3月分 FAX通信料・インターネット使用料
(株)ラクーンフィナンシャル	5,500	4/10	3月分 LINE月額プラン使用料
未払金合計	4,091,321		
預 り 金			
日本教育ヨシエイ(株)	8,930	4/2	3月分 水泳商品売上分
武雄税務署	52,095	4/3	3月分 所得税
日本年金機構	333,610	4/30	3月分社会保険料(財団職員個人・臨時職員個人負担分)
預り金合計	394,635		
未払金、預り金 合計	4,485,956		






# 監査報告書

令和8年4月30日

公益財団法人白石町文化振興財団  
理事長 百武和義様

公益財団法人白石町文化振興財団

監事 越智康弘 

公益財団法人白石町文化振興財団

監事 久原美穂 

私達監事は、当財団の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。

その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び財団職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び財団職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当財団の事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

## 2. 監査の意見

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、当財団の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは、定款に違反する重大な事実は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、当財団の財産及び損益の状況をすべての重要な点において、適正に示しているものと認めます。

以上

## 令和8年度（公財）白石町文化振興財団事業計画

（基本方針）

【1】公益財団法人白石町文化振興財団の定款に定めてある「農業農村地域における町民の産業、文化及びスポーツ活動の振興、公共的な団体への援助を図り、都市住民との交流を行い個性豊かな農村地域文化の創造に寄与することを目的とする。」この目的を十分に達成するために下記の事業を行う。

【2】有明スカイパークふれあい郷の指定管理者として、住民へのサービスの向上と収益率の向上に努める。

### 1. 文化及びスポーツ活動の振興を図るために

#### （1）自主文化事業の実施

##### 1. 映画上映会

- ・ふれあい郷映画上映会 9月開催予定

##### 2. 音楽部門

- ・第18回しろいし音楽祭 10月開催予定
- ・第19回ふれあい郷ピアノ発表会 2月開催予定

##### 3. 芸能部門

- ・買取芸能公演 7月開催予定  
(コミカル・クラウン・サーカス公演)

#### （2）自主スポーツ事業の実施

##### 1. スイミングスクール

- ・水中フィットネス 全8回 5～7月水曜日実施予定
- ・小学生スイミング 全16回 5月～11月水曜日実施予定
- ・キッズスイミング(年中、年長児対象)  
全16回 5月～11月木曜日実施予定

##### 2. トレーニングジムを活用した運動教室

- ・運動教室(初心者向け) 全4回 6月木曜日実施予定
  - ・運動教室(健康増進) 全8回 1～2月木曜日実施予定
- ※対象者が異なる教室を2回開催する。

## 2. 農業農村活性化事業の推進を図るために

- (1) 都市住民との交流を図るための協力支援を行う。
  - ・帰省客の爽明館（プール）、遊喜館、公園の利用促進
  - ・愛菜農園の管理
  - ・スポーツ活動、合宿訓練及びキャンプでの利用促進
  - ・バーベキュー及び餅つき諸道具の貸出
- (2) 農村地域住民の後継者対策と生活改善を図るための協力支援を行う。
  - ・講演会及び研修会（施設提供サービス）
- (3) 農村地域住民の福祉と健康増進を図るための協力支援を行う。
  - ・住民健診（施設提供サービス）

## 3. サービス向上のために

- ・利用者の要望事項の把握（アンケート調査、意見箱設置）
- ・ホームページ及び SNS を活用した情報発信
- ・遊喜館を活用した体験講座の実施

## 4. 管理運営事業

### (1) 公益財団法人白石町文化振興財団運営業務

- ・監査会（令和7年度 決算監査）
- ・第1回理事会（令和7年度 事業報告・決算の承認）
- ・定時評議員会（令和7年度 事業報告・決算の承認）
- ・中間監査（令和8年度 業務収支会計中間監査）
- ・第2回理事会（令和8年度 事業経過報告・補正予算）
- ・第1回評議員会（令和8年度 事業経過報告・補正予算）
- ・第3回理事会（令和9年度 事業計画及び収支予算）
- ・第2回評議員会（令和9年度 事業計画及び収支予算）

### (2) ふれあい郷施設管理運営業務

- ・指定管理者として、有明スカイパークふれあい郷の管理に関する基本協定書を遵守した施設管理運営を行う。
- ・自有館 ホール、各種研修室の管理と利用促進活動
- ・爽明館 プール、トレーニングジムにおける指導業務と安全管理業務、利用促進活動、有明小学校水泳授業(施設の貸与)
- ・遊喜館 研修棟、広場（芝広場・多目的広場）、愛菜農園の管理

令和8年度(公財)白石町文化振興財団当初予算

(単位:千円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減	備考
事業活動収入	120,281	118,105	2,176	
基本財産運用収入	100	30	70	
基本財産利息収入	100	30	70	定期預金利息
事業収入	116,923	114,817	2,106	
管理受託収入	99,653	98,649	1,004	指定管理料
施設使用料収入	16,000	15,000	1,000	施設使用収入見込み
入場料収入	823	686	137	自主文化事業入場料収入
諸事業収入	447	482	▲ 35	
自主事業収入	427	462	▲ 35	各種スイミング受講料他
諸事業収入	20	20	0	体験講座参加費
補助金等収入	2,708	2,708	0	
町補助金収入	2,708	2,708	0	町補助金(自主事業)
雑収入	550	550	0	
雑収入	550	550	0	公衆電話料・手数料・自販機手数料
収入合計	120,281	118,105	2,176	
事業活動支出	120,281	118,105	2,176	
事業費	13,120	12,213	907	
賃金	8,834	8,408	426	アルバイト・遊喜館管理人
福利厚生費	236	209	27	アルバイト社会保険料
旅費交通費	30	0	30	指導資格更新講習会
消耗品費	246	314	▲ 68	自主事業用品・看板等
印刷製本費	130	90	40	申請書他
燃料費	119	105	14	機械油代・車ガソリン代
広告宣伝費	990	1,006	▲ 16	自主事業等宣伝
通信運搬費	92	101	▲ 9	通信用切手
手数料	220	205	15	水泳教室保険料等
委託料	2,190	1,735	455	自主事業委託
使用料	33	40	▲ 7	著作権使用料
管理費	107,161	105,892	1,269	
一般管理費	53,699	52,456	1,243	
給料	24,981	23,901	1,080	職員7名分
職員手当	11,984	11,280	704	期末勤勉手当・扶養手当他
退職給付費用	2,300	2,700	▲ 400	退職手当引当金
福利厚生費	6,152	5,891	261	社会保険料・職員検診料
報酬	210	258	▲ 48	評議員・理事・監事
消耗品費	320	320	0	事務用品費
印刷製本費	60	40	20	伝票・封筒

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減	備考
燃料費	20	20	0	軽油
通信運搬費	710	566	144	電話・郵便・ネット・LINE
手数料	845	645	200	登記手数料・社用車保険料他
賃借料	1,248	1,166	82	パソコン・コピー他リース料
負担金	14	14	0	社会保険協会負担金他
補償補填費	50	50	0	災害補償
租税公課	4,805	5,605	▲ 800	消費税・印紙代他
施設管理費	53,462	53,436	26	
消耗品費	1,993	1,992	1	水質管理薬品・アルコール消毒液他
光熱水費	32,000	31,000	1,000	電気・水道・ガス代
修繕費	2,000	2,500	▲ 500	施設補修工事
手数料	400	400	0	第三者保険
委託料	16,567	17,042	▲ 475	施設管理委託料等
賃借料	502	502	0	入退場システムリース料
支出合計	120,281	118,105	2,176	

公益財団法人 白石町文化振興財団役員名簿

令和 8 年 5 月 29 日現在

	氏 名	役職名
理事長	百武 和義	白石町副町長
副理事長	山口 弘法	学識経験者
評議員	内野 さよ子	白石町議会議長
評議員	下平 博明	白石町教育長
評議員	高尾 宏美	白石町駐在員代表
理事	坂口 誠	白石町商工会代表
理事	串山 豊子	白石町地域婦人会代表
理事	川崎 照子	白石町文化協会代表
理事	塘 憲司	白石町スポーツ協会代表
理事	川崎 恵子	白石町みらいネットの会代表
理事	矢川 靖章	白石町役場企画財政課長
監事	越智 康弘	税理士
監事	藤井 小百合	白石町会計管理者

令和8年度 公益財団法人白石町文化振興財団 自主事業計画書

開催日	イベント名	内容
5月～7月 水曜日	水中フィットネス	成人を対象にした水中運動教室。水中で様々な動きを取り入れて運動を行う。エクササイズ用アクアヌードル(浮き棒)のメニューも取り入れて、通常利用では味わえない楽しさを体感してもらうプログラムで指導。(全8回)
6月 木曜日	運動教室(初心者向け)	これから運動を始めたい方や運動に興味のある方を対象にストレッチ方法や各種運動機器や器具の使い方を通して、呼吸法や水分補給など安全で正しいトレーニングをおこなう為の基礎的な運動指導。(全4回)
1月～2月 木曜日	運動教室(健康増進)	個々の体調や健康状態に合わせた有酸素運動(脂肪燃焼)と筋力トレーニング(基礎代謝アップ)を交えたプログラムによる体力や健康維持とともに運動の習慣化を目的とした教室。(全8回)
5月～11月 水曜日	小学生スイミング	小学生を対象に競技目的ではなく、水泳の基礎を中心とした指導内容。顔浸けから各生徒のレベルに応じて泳力を伸ばしていく教室。(全16回)
5月～11月 木曜日	キッズスイミング	幼児を対象に水遊びを通じて水慣れから水泳の基礎を中心に指導。競技目的ではなく、水泳の楽しさを体験してもらう指導内容。(全16回)
7月12日 日曜日	買取芸能公演 コミカル・クラウン・サーカス	令和6年度に実施した当公演は、親子や大人も十分に楽しめる舞台サーカス。前回は大好評であった為、令和8年度も再び買取芸能公演として選定。
9月13日、又は6日 日曜日	ふれあい郷映画上映会	「てっぺんの向こうにあなたがいる」、「TOKYOタクシー」、「35年目のラブレター」等の作品より選考中。
10月25日 日曜日	第18回 しろいし音楽祭	町内や近隣市町に住む音楽家の出演を中心とした、多彩な演奏を気軽に楽しめるこの地域に根ざした自主製作型の音楽祭。
2月14日 日曜日	第19回 ふれあい郷ピアノ発表会	町内や近隣市町で音楽教室や演奏活動に励まれている幼児から大人までが、日頃のピアノ練習の成果を披露する演奏会。独奏と連弾を演奏。

※開催日時や内容は変更になる場合があります。

報告第3号

令和7年度白石町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、令和7年度白石町一般会計予算継続費繰越計算書を別紙のとおり報告します。

令和8年6月8日提出

白石町長 田 島 健 一

令和7年度白石町一般会計予算継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度通 次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度通 次繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
6.	3.	漁港整備事業 (住ノ江漁港)	円 2,220,000,000	円 336,000,000	円 93,268,720	円 429,268,720	円 370,668,100	円 58,600,620	円 58,600,620	円 2,145,120	円 36,055,500	円 20,400,000	円 0
10.	4.	福富小学校施設 整備費	円 584,000,000	円 207,000,000	円 0	円 207,000,000	円 37,647,600	円 169,352,400	円 169,352,400	円 5,834,400	円 42,518,000	円 121,000,000	円 0
		白石地域 新設小学校施設 整備費(1期)	円 2,237,300,000	円 325,400,000	円 28,373,000	円 353,773,000	円 43,346,600	円 310,426,400	円 310,426,400	円 49,426,400	円 0	円 261,000,000	円 0
合 計			円 5,041,300,000	円 868,400,000	円 121,641,720	円 990,041,720	円 451,662,300	円 538,379,420	円 538,379,420	円 57,405,920	円 78,573,500	円 402,400,000	円 0

報告第4号

令和7年度白石町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和7年度白石町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告します。

令和8年6月8日提出

白石町長 田 島 健 一

令和7年度白石町一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
2. 総務費	1. 総務管理費	しろめしデジタル商品券給付事業	274,640,000	274,640,000	0	255,000,000			19,640,000
		広報戦略推進事業	18,198,000	18,198,000	0				18,198,000
3. 民生費	2. 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	6,026,000	5,630,000	0	5,630,000			0
4. 衛生費	3. 上水道費	佐賀西部広域水道企業団への出資事業	71,800,000	71,800,000	0		71,800,000		0
		水道料金改定対策支援事業	2,500,000	2,490,000	0				2,490,000
6. 農林水産業費	1. 農業費	新基本計画実装・農業構造転換支援事業	2,377,266,000	2,377,266,000	0	2,377,266,000			0
		園芸産地強化・整備支援事業	416,905,000	416,905,000	0	399,697,000			17,208,000
		地域農業水利施設ストックマネジメント事業費	44,000,000	44,000,000	0	28,000,000		4,400,000	11,600,000
		基盤整備促進事業（水路整備）	83,400,000	83,400,000	0	38,225,000	24,300,000	8,340,000	12,535,000
		ため池等整備事業費	2,600,000	2,600,000	0	2,500,000			100,000
7. 商工費	1. 商工費	観光費（観光イベント補助金）	300,000	300,000	0				300,000
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	通学路整備事業	74,000,000	73,876,700	0	41,078,731	26,500,000		6,297,969
		道路メンテナンス事業	50,000,000	38,000,000	0	19,656,000	9,800,000	8,410,000	134,000
	3. 河川費	深浦地区排水ポンプ設置工事（満江地区）	46,380,000	46,380,000	0		43,400,000		2,980,000
9. 消防費	1. 消防費	避難所環境整備事業	9,345,000	9,345,000	0	4,672,000			4,673,000
10. 教育費	3. 中学校費	遠距離通学者支援事業費（スクールバス購入費）	15,000,000	15,000,000	0	4,400,000			10,600,000
	5. 社会教育費	旧有明公民館跡地整備事業	4,500,000	4,500,000	0		3,100,000		1,400,000
合		計	3,496,860,000	3,484,330,700	0	3,176,124,731	178,900,000	21,150,000	108,155,969

報告第5号

令和7年度白石町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、令和7年度白石町下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告します。

令和8年6月8日提出

白石町長 田 島 健 一

## 令和7年度白石町下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	その他			
3 資本的支出	1 建設改良費	特定環境保全公共下水道事業	45,500,000	13,480,000	32,020,000	0	5,500,000	26,520,000	0	0	ストックマネジメント実施設計書策定業務に係る国庫補助金申請の遅延、及び浄化センター放流渠改修工事の工期について関係機関との調整に時間がかかったため。

令和8年6月8日提出

白石町長 田 島 健 一

報告第6号

債権の放棄について

白石町債権の管理に関する条例（平成23年白石町条例第16号）第17条第1項の規定により、町の債権について下記のとおり放棄したので同条第2項の規定により、これを報告します。

令和8年6月8日提出

白石町長 田島健一

記

債権の名称	対象額等		放棄事由（根拠条文）
	件数	金額	
農業集落排水 処理施設使用料	1件	9,020円	消滅時効に係る時効 期間満了（第1号）